

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、区は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の区市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、区の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における危機管理連絡会議・危機管理対策本部の設置及び初動措置

(1) 危機管理連絡会議又は危機管理対策本部の設置

ア 区長は、現場からの情報により事案の発生を把握した場合には、速やかに、都、警察及び消防に連絡を行うとともに、区としての確かつ迅速に対処するため、「墨田区危機管理連絡会議」（以下「区危機管理連絡会議」という。）又は「墨田区危機管理対策本部」（以下「区危機管理対策本部」という。）^(*)（以下「危機管理連絡会議等」と総称する。）を設置する。

【区危機管理連絡会議の構成等】

座 長：危機管理担当部長

副座長：安全支援課長

構成員：防災課長、広報広聴担当課長、関連部署の所管課長、
安全支援課職員

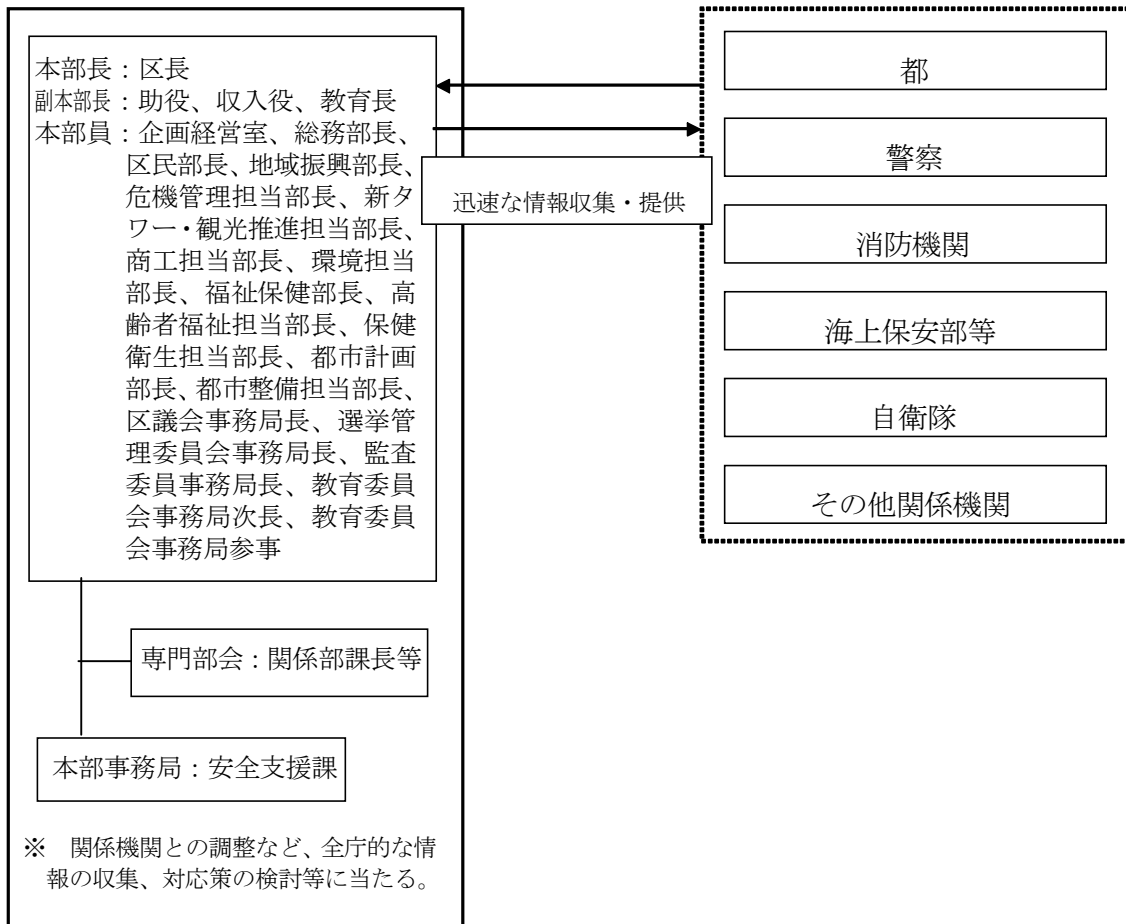
事務局：安全支援課

※ 庁内関係部課との調整など、全庁的な情報の収集、対応策の検討等に当たる。

※ 住民からの通報、都からの連絡その他の情報により、区職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を区長及び幹部職員等に報告するものとする。

^(*) 「墨田区危機管理基本計画」に定める緊急態勢であり、危機兆候時における全庁的な情報の共有と対応策の協議が必要である場合等に設置されるものであり、当該体制を活用する。

【区危機管理対策本部の構成等】



※ 住民からの通報、都からの連絡その他の情報により、区職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を区長及び幹部職員等に報告するものとする。

イ 「危機管理連絡会議等」は、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、その他の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、都、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、危機管理連絡会議等を設置した旨について、都に連絡を行う。

この場合、危機管理連絡会議等は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における各機関との通信を確保する。

ウ 区は、区対策本部の設置指定前にあつては、原因不明の事案が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合には、「墨田区災害対策本部（以下「区災害対策本部」という。）を設置し、国民保護に準じた措置を行う。（*）

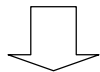
（*） 国民保護法に基づく国民保護措置は、政府による事態認定前は実施できない。災害対策基本法、消防法、警察官職務執行法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急・救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、警察・消防と連携して被害の最小化を図る。

なお、事態認定がなされていれば、必要に応じて、国民保護法に基づく措置の実施が可能である。

(2) 危機管理連絡会議等の設置手順

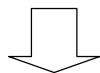
ア 区危機管理連絡会議

危機管理担当部長が区危機管理連絡会議を招集



○区危機管理連絡会議の構成員の招集

○都に区危機管理連絡会議の設置を連絡



第1回区危機管理連絡会議開催

- ・ 危機管理担当部長は、区危機管理連絡会議を招集する。

- ・ 安全支援課職員は、構成員に対して、区危機管理連絡会議に参集するように連絡する。

〔連絡方法〕

勤務時間中 電話連絡（内線）

勤務時間外 電話連絡、メール配信等

- ・ 安全支援課職員は、都に区危機管理連絡会議の設置について連絡する。

- ・ 庁内関係部課との調整など、全庁的な情報の収集、対応策の検討等を行う。

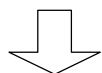
イ 区危機管理対策本部

区長が区危機管理対策本部を設置



○区危機管理対策本部の本部員の招集

○都に区危機管理対策本部の設置を連絡



- ・ 次のいずれかの方法による設置要請により区長が指示した場合又は区長自らが判断した場合は、区危機管理対策本部を設置する。

① 危機管理担当部長が必要と判断した場合、直接、区長に設置を具申する。

② 区危機管理連絡会議での協議の結果、設置が必要と判断した場合、危機管理担当部長が区長に具申する。

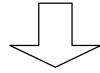
- ・ 安全支援課職員は、副本部長、本部員に対して、区危機管理対策本部に参集するように連絡する。

〔連絡方法〕

勤務時間中 電話連絡（内線）又は庁内放送

勤務時間外 電話連絡、メール配信等

- ・ 安全支援課職員は、都に区危機管理対策本部の設置について連絡する。



第1回区危機管理対策本部
の開催

- ・ 関係機関との調整など、全庁的な情報の収集、対応策の検討等を行う。

(3) 初動措置の確保

ア 区は、「危機管理連絡会議等」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の警察、消防等の活動状況を踏まえ、必要により、「区災害対策本部」を設置し、災害対策基本法等に基づく避難の指示^(*)、警戒区域の設定^(**)、救急救助等の応急措置を行う。

また、区長は、国、都等から入手した情報を各機関等へ提供する。

イ 区は、警察官職務執行法に基づき警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等や、消防法に基づき消防吏員が行う火災警戒区域又は消防警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

ウ また、政府による事態認定がなされ、区に対し区対策本部の設置の指定がない場合においては、区長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。^(***)

(4) 関係機関への支援の要請

区長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、都や他の区等に対し支援を要請する。

(5) 対策本部への移行に要する調整

「危機管理連絡会議等」又は「区災害対策本部」を設置した後に政府において事態認定が行われ、区に対し区対策本部を設置すべき区の指定の通知があった場合については、直ちに「区対策本部」を設置して新たな体制に移行するとともに、「危機管理連絡会議等」又は「区災害対策本部」は廃止する。

その際、災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

区は、国から都を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該区に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、区長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、「危機情報収集体制」を立ち上げ、又は「危機管理連絡会議等」を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、区長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該区の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

(*) 災害対策基本法第60条第1項に基づく避難の指示

(**) 災害対策基本法第63条第1項に基づく警戒区域の設定

(***) 事態認定がされていれば、必要に応じて、国民保護法に基づく措置の実施が可能である。

第2章 区対策本部の設置等

区は、区対策本部の設置指定があった場合、区対策本部を迅速に設置し、区域における国民保護措置を総合的に推進する必要があることから、区対策本部を設置する場合の手順や区対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 区対策本部の役割

避難	警報・避難指示の伝達	● 警報の伝達 都知事から警報の伝達を受けたときは、直ちにその内容（武力攻撃事態等の現状及び予測など）を区民等に伝達する。 ● 避難指示の伝達 都知事から避難の指示が出されたときは、その内容（要避難地域、避難先地域、避難の方法など）を区民等に伝達する。
	避難住民の誘導	関係機関と連携のうえ、具体的誘導方法等を定めた避難実施要領により、消防、警察等と協力して避難住民を避難先地域まで誘導する。
救援	救援の実施	都と区との役割分担に基づき、関係機関の協力を得て速やかに救援措置を実施する。 主な内容（収容施設の供与、食品・飲料水・生活必需品の供給・給与、医療の提供、被災者の捜索・救出、埋葬・火葬、通信設備の提供、武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理、学用品の給与 等）
	安否情報の収集・提供	● 安否情報の収集 避難所等において、避難者・死傷者の氏名・性別・負傷状況等の情報を収集、整理する。 ● 安否情報の提供 住民等から安否情報の照会があった場合は、照会を行う者の本人確認等により不当な目的でないことを認めるときには、個人情報の保護に留意したうえで必要最小限の情報を回答する。
武力攻撃災害への対処	被害最小化の措置	● 退避の指示 武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがあり、緊急の必要があるときは、都知事からの避難指示が出される前であっても、退避を区民等に指示する。 ● 警戒区域の設定 武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、緊急の必要があるときは、立入り制限・禁止、退去命令の措置を講ずる。

2 区対策本部の設置

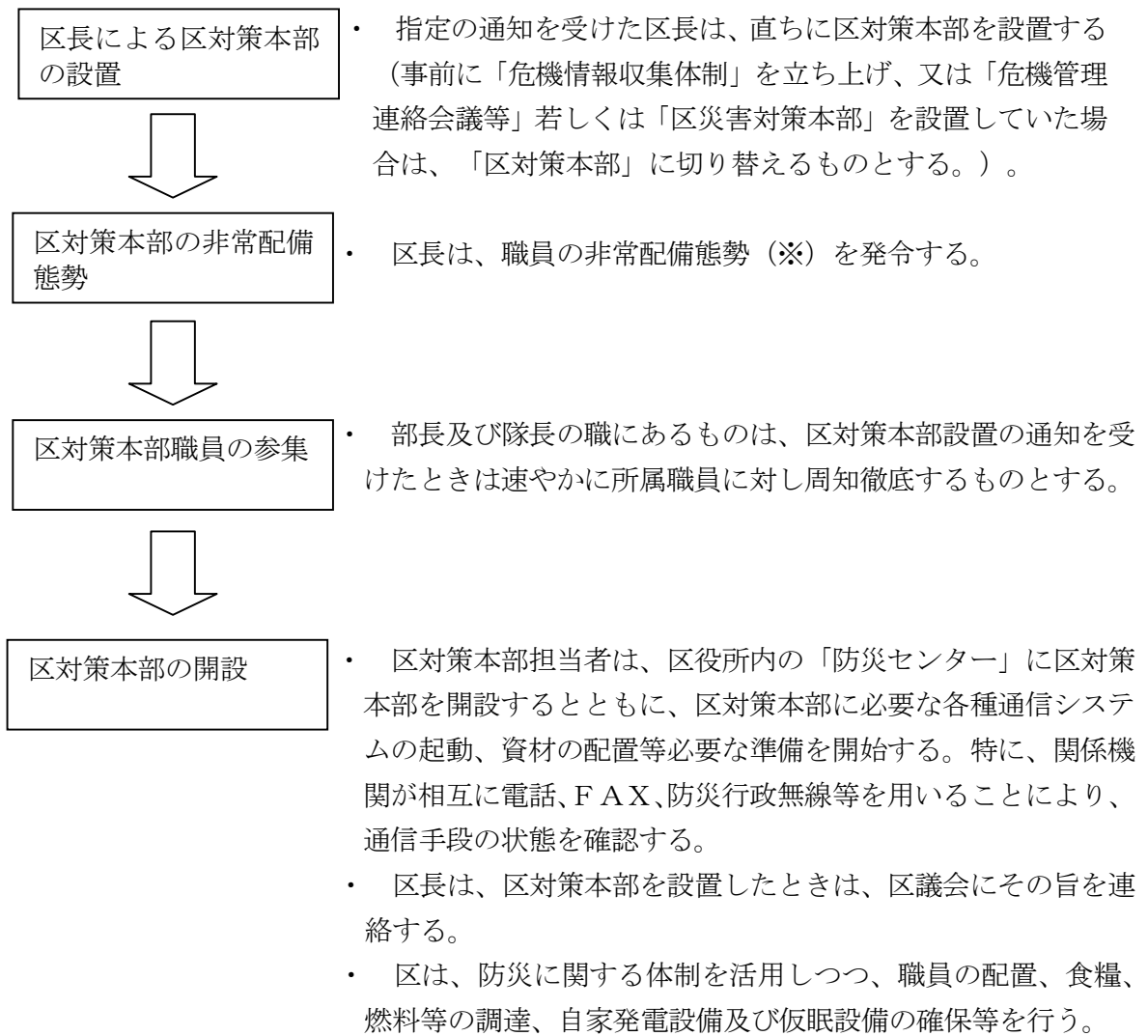
(1) 区対策本部の設置の手順

区対策本部の設置は、次の手順により行う。

区対策本部を設置すべき区の指定の通知



- ・ 区長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び都知事を通じて区対策本部を設置すべき区の指定の通知を受ける。



※ 区対策本部の非常配備態勢の種別は、次のとおりとする。

① 第1非常配備態勢

- 時期：武力攻撃災害の発生その他の状況により、区対策本部長が必要と認めたときにその指令を発する。
- 態勢：武力攻撃災害の発生を防御するための措置を強化し、救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とする態勢とする。

（係長職以上の職員を中心に全職員の30%の配備態勢）

② 第2非常配備態勢

- 時期：局地的な武力攻撃災害の発生その他の状況により、区対策本部長が必要であると認めたときに、その指令を発する。
- 態勢：第1非常配備態勢の強化と局地災害に対処できる態勢とする。

（第1非常配備職員に全職員の30%を加えた配備態勢）

③ 第3非常配備態勢

- 時期：武力攻撃災害が広範な地域に発生し、第2非常配備態勢では対処できない場合、その他の状況により区対策本部長が必要であると認めたときに、その指令を発す

る。

- 態勢：区対策本部が全力をもって災害救護業務に対処する態勢とする。
(全職員態勢)

④ 非常配備態勢の特例

- 区長は、災害の状況その他により必要があると認めたときは、区対策本部の特定の部・隊に対してのみ非常配備態勢の指令を発し、又は各部に対して種別の異なる指令をすることができる。
- 武力攻撃災害が退庁後又は休日等に発生したときは、職員は、別に定める「臨時非常配備態勢の設置要領」に基づき、参集して非常活動に従事するものとする。

(2) 区対策本部の代替機能の確保

区対策本部を防災センターに設置できない場合は、次の施設に設置する。

第1順位 131会議室

第2順位 すみだリバーサイドホールイベントホール

なお、区は、区役所が被災した場合など区対策本部を区役所内に設置できない場合は、事態の状況を勘案して、区役所以外の施設に代替本部を設置する。

さらに、行政事務が可能な区有施設の全てが使用不能になった場合においても、区長が全体状況を把握しながら指揮が継続できるよう「臨時対策本部」を置く。この場合は可搬式通信機材の確保に留意する。

また、区の区域外への避難が必要で、区の区域内に区対策本部を設置することができない場合には、都と区対策本部の設置場所について協議を行う。

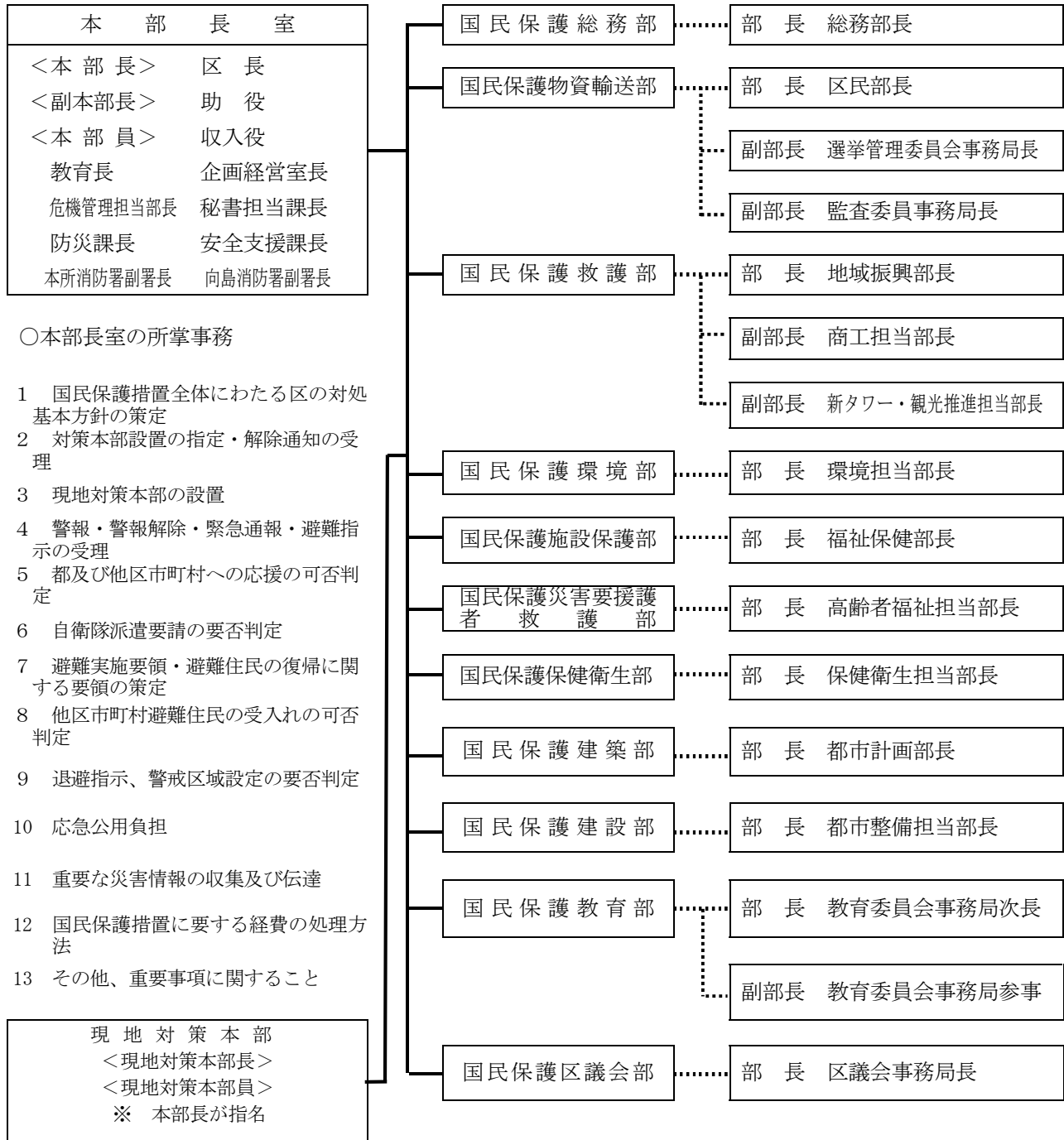
(3) 区対策本部を設置すべき区の指定の要請等

区長は、区に対して区対策本部を設置すべき区の指定が行われていない場合において、区における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、都知事を経由して内閣総理大臣に対し、区対策本部を設置すべき区の指定を行うよう要請する。

(4) 区対策本部の組織構成及び機能

区対策本部の組織構成及び各組織の機能は、以下のとおりとする。

【墨田区国民保護対策本部の組織】



区対策本部本部長室における決定内容等を踏まえて、各部・隊において措置を実施するものとする（区対策本部には、各部・隊から連絡要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。

【国民保護対策本部の体制及び各部・隊の武力攻撃事態における分掌事務】

部・隊の名称		分 掌 事 務
◎ 国民保護総務部	○総務隊（隊長 総務課長／副隊長 企画・行政改革担当課長、職員課長） ・庶務班（秘書、庶務、文書管理・情報公開、庁舎管理、法規）	1 国民保護対策本部の運営に関すること。 2 庁舎の管理に関すること。 3 車両、舟艇等の調達及び配車に関すること。 4 民間協力団体及びボランティア等の受け入れと派遣に関すること。 5 退避の指示の解除の公示に関すること。 6 工作物等保管の公示に関すること。 7 部内各隊に属さないこと。 8 他の部及び他の隊に属さないこと。 ※保育園からの要請に対し、職員を派遣する。
	・企画情報班（防災、安全支援、企画・行政改革担当、政策担当）	1 国民保護対策本部の運営に関すること。 2 被害情報の総括に関すること。 3 本部長室の庶務及び本部指令の伝達に関すること。 4 警報、緊急通報及び避難指示の伝達及び通知に関すること。 5 自衛隊の部隊等の派遣要請の連絡に関すること。 6 安否情報の提供及び知事への報告に関すること。 7 武力攻撃災害の兆候に関する知事への通知に関すること。 8 特殊標章等の交付及び使用許可に関すること。 9 土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用に係る損失補償に関すること。 10 都、関係機関及び国民保護対策本部各部との連絡調整並びに通信の総括に関すること。 11 区民への情報提供等に関すること。 12 災害復旧計画の企画立案に関すること。 13 気象情報の把握及び伝達に関すること。 14 災害復興本部準備室の設置に関すること。
	・福利班（給与福利）	1 本部職員の応急手当及び救護に関すること。 2 本部職員の給食に関すること。 3 本部職員の給与に関すること。
	・状況調査班（住民異動・証明、出張所）	1 出張所事務要領に定めるそれぞれの実態調査管轄区域内における被害状況等の情報収集及び連絡に関すること。 2 リ災証明書の交付に関すること。 3 出張所の管理及び利用者の保護に関すること〔出張所〕。 4 区立保育園への援助活動に関すること〔出張所〕。 ※保育園からの緊急時の要請に対し、職員を派遣する。
	・人事班（人事）	1 本部職員の動員に関すること。 2 本部職員の身分及び服務に関すること。 3 労働力の供給に関すること。 4 国民保護措置業務従事職員の災害補償に関すること。
	○広報隊（隊長 広報広聴担当課長） ・広報班（広報、広聴）	1 災害に関する広報及び広聴に関すること。 2 報道機関との連絡に関すること。 3 災害の状況その他の記録に関すること。
	○財務・経理隊（隊長 財政担当課長／副隊長 契約課長、副収入役） ・財務班（財政）	1 国民保護措置に係る予算に関すること。 2 隊内の他の班に属さないこと。
	・契約班（管財、契約）	1 物資、器材等の契約及び検査に関すること。 2 義援金品等の受領に関すること。
	・収入役室班（出納、審査）	1 収支命令の審査及び現金の出納に関すること。 2 義援金の出納、保管及び配分に関すること。 3 義援品等の出納及び配分に関すること。 4 国民保護措置の実施に必要な資器材等の出納に関すること。
部 ◎ 国民保護物資輸送	○第1物資輸送隊（隊長 国保年金課長） ・第1班（こくほ庶務、こくほ資格、こくほ給付、こくほ保険料、国民年金担当）	1 輸送用車両、物資運搬作業機器及び運転者調達の要請に関すること。 2 物資輸送計画の策定及び輸送ルートの選定に関すること。 3 避難住民の運送計画の策定及び運送ルートの選定に関すること。 4 給水の要請に関すること。 5 飲料水及び食糧品の輸送に関すること。 6 生活必需品、燃料等の輸送に関すること。 7 その他の備蓄物資及び資機材の輸送に関すること。 8 義援品の輸送に関すること。 9 部の庶務及び本部等との情報連絡に関すること。

	○第2物資輸送隊(隊長 情報システム担当課長) ・第1班(情報システム)	- 輸送用車両、物資運搬作業機器及び運転者調達の要請に関する事。 - 物資輸送計画の策定及び輸送ルートを選定に関する事。 - 避難住民の運送計画の策定及び輸送ルートを選定に関する事。 - 給水の要請に関する事。 - 飲料水及び食糧品の輸送に関する事。 - 生活必需品、燃料等の輸送に関する事。 - その他の備蓄物資及び資機材の輸送に関する事。 - 義援品の輸送に関する事。 ※ 一部職員は情報システム機器の復旧を優先する。
	・第2班(選挙管理委員会事務局、監査委員事務局)	第1班と同じ。
◎国民保護救護部	○第1収容隊(隊長 自治振興・女性課長) ・第1班(コミュニティ、女性施策推進、やさしいまち推進、施設、NP O、路上喫煙)	- り災者の救護及び受け入れに関する事。 - 都指定避難場所への避難誘導に関する事。 - 避難住民の避難及び復帰のための誘導に関する事。 - 避難誘導する場合の警告及び指示に関する事。 - 安否情報の収集に関する事。 - 避難所の開設及び運営に関する事。 - 食糧品及び物資の給与並びに飲料水の供給に関する事。 - 収容施設の消毒、避難者の防疫等への協力に関する事。 - 部内各隊及び避難所との連絡に関する事。 - 部の庶務及び本部等との情報連絡に関する事。
	・第2班(統計)	- り災者の救護及び受け入れに関する事。 - 都指定避難場所への避難誘導に関する事。 - 避難住民の避難及び復帰のための誘導に関する事。 - 避難誘導する場合の警告及び指示に関する事。 - 安否情報の収集に関する事。 - 避難所の開設及び運営に関する事。 - 食糧品及び物資の給与並びに飲料水の供給に関する事。 - 収容施設の消毒、避難者の防疫等への協力に関する事。 - 部の庶務及び本部等との情報連絡に関する事。
	○第2収容隊(隊長 税務課長) ・第1班(税務)	- り災者の救護及び受け入れに関する事。 - 都指定避難場所への避難誘導に関する事。 - 避難住民の避難及び復帰のための誘導に関する事。 - 避難誘導する場合の警告及び指示に関する事。 - 安否情報の収集に関する事。 - 避難所の開設及び運営に関する事。 - 食糧品及び物資の給与並びに飲料水の供給に関する事。 - 収容施設の消毒、避難者の防疫等への協力に関する事。 - 部内各隊及び避難所との連絡に関する事。
	・第2班(課税)	- り災者の救護及び受け入れに関する事。 - 都指定避難場所への避難誘導に関する事。 - 避難住民の避難及び復帰のための誘導に関する事。 - 避難誘導する場合の警告及び指示に関する事。 - 安否情報の収集に関する事。 - 避難所の開設及び運営に関する事。 - 食糧品及び物資の給与並びに飲料水の供給に関する事。 - 収容施設の消毒、避難者の防疫等への協力に関する事。
	・第3班(納税)	第2班と同じ。
	○第3収容隊(隊長 生活経済課長／副隊長 産業経済課長) ・第1班(消費者・勤労福祉、融資)	- り災者の救護及び受け入れに関する事。 - 都指定避難場所への避難誘導に関する事。 - 避難住民の避難及び復帰のための誘導に関する事。 - 避難誘導する場合の警告及び指示に関する事。 - 安否情報の収集に関する事。 - 避難所の開設及び運営に関する事。 - 食糧品及び物資の給与並びに飲料水の供給に関する事。 - 生活関連物資等の価格安定措置に関する事。 - 収容施設の消毒、避難者の防疫等への協力に関する事。 - 部内各隊及び避難所との連絡に関する事。
	・第2班(産業振興)	- り災者の救護及び受け入れに関する事。 - 都指定避難場所への避難誘導に関する事。 - 避難住民の避難及び復帰のための誘導に関する事。 - 避難誘導する場合の警告及び指示に関する事。 - 安否情報の収集に関する事。 - 避難所の開設及び運営に関する事。 - 食糧品及び物資の給与並びに飲料水の供給に関する事。 - 生活関連物資等の価格安定措置に関する事。 - 収容施設の消毒、避難者の防疫等への協力に関する事。

○第4収容隊（隊長 文化振興課長／副隊長 新タワー・観光推進課長） ・第1班（文化行事）	1 り災者の救護及び受け入れに関すること。 2 都指定避難場所への避難誘導に関すること。 3 避難住民の避難及び復帰のための誘導に関すること。 4 避難誘導する場合の警告及び指示に関すること。 5 安否情報の収集に関すること。 6 避難所の開設及び運営に関すること。 7 食糧品及び物資の給与並びに飲料水の供給に関すること。 8 収容施設の消毒、避難者の防疫等への協力に関すること。 9 部内各隊及び避難所との連絡に関すること。
・第2班（文化振興、国際交流）	1 り災者の救護及び受け入れに関すること。 2 都指定避難場所への避難誘導に関すること。 3 避難住民の避難及び復帰のための誘導に関すること。 4 避難誘導する場合の警告及び指示に関すること。 5 安否情報の収集に関すること。 6 避難所の開設及び運営に関すること。 7 食糧品及び物資の給与並びに飲料水の供給に関すること。 8 収容施設の消毒、避難者の防疫等への協力に関すること。
・第3班（新タワー・観光推進）	第2班と同じ。
○第5収容隊（隊長 生涯学習課長） ・第1班（生涯学習事業、生涯学習推進、文化財）	1 り災者の救護及び受け入れに関すること。 2 都指定避難場所への避難誘導に関すること。 3 避難住民の避難及び復帰のための誘導に関すること。 4 避難誘導する場合の警告及び指示に関すること。 5 安否情報の収集に関すること。 6 避難所の開設及び運営に関すること。 7 食糧品及び物資の給与並びに飲料水の供給に関すること。 8 収容施設の消毒、避難者の防疫等への協力に関すること。 9 文化財の保護に関すること。 10 部内各隊及び避難所との連絡に関すること。
・第2班（青少年事業、青少年対策＋社会教育主事）	1 り災者の救護及び受け入れに関すること。 2 都指定避難場所への避難誘導に関すること。 3 避難住民の避難及び復帰のための誘導に関すること。 4 避難誘導する場合の警告及び指示に関すること。 5 安否情報の収集に関すること。 6 避難所の開設及び運営に関すること。 7 食糧品及び物資の給与並びに飲料水の供給に関すること。 8 収容施設の消毒、避難者の防疫等への協力に関すること。 9 文化財の保護に関すること。
○第6収容隊（隊長 厚生・児童課長） ・第1班（厚生）	1 り災者の救護及び受け入れに関すること。 2 都指定避難場所への避難誘導に関すること。 3 避難住民の避難及び復帰のための誘導に関すること。 4 避難誘導する場合の警告及び指示に関すること。 5 安否情報の収集に関すること。 6 避難所の開設及び運営に関すること。 7 食糧品及び物資の給与並びに飲料水の供給に関すること。 8 収容施設の消毒、避難者の防疫等への協力に関すること。 9 部内各隊及び避難所との連絡に関すること。
・第2班（児童）	1 り災者の救護及び受け入れに関すること。 2 都指定避難場所への避難誘導に関すること。 3 避難住民の避難及び復帰のための誘導に関すること。 4 避難誘導する場合の警告及び指示に関すること。 5 安否情報の収集に関すること。 6 避難所の開設及び運営に関すること。 7 食糧品及び物資の給与並びに飲料水の供給に関すること。 8 収容施設の消毒、避難者の防疫等への協力に関すること。
・第3班（児童手当・医療助成）	第2班と同じ。
○保護隊（隊長 保護課長） ・管理班（管理、相談）	1 部内各隊の救護活動の支援に関すること。 2 発災後の生活困窮者の実態把握及び援護に関すること（ただし、概ね1週間程度以降から実施）。 3 隊内の他の班に属さないこと。
・第1班（保護第一）	1 部内各隊の救護活動の支援に関すること。 2 発災後の生活困窮者の実態把握及び援護に関すること（ただし、概ね1週間程度以降から実施）。
・第2班（保護第二）	第1班と同じ。
・第3班（保護第三）	第1班と同じ。
・第4班（保護第四）	第1班と同じ。
・第5班（保護第五）	第1班と同じ。

	○捜索隊（隊長 窓口課長） ・第1班（管理）	1 遺体の捜索に関すること。 2 遺体収容所の位置に関すること。 3 遺体収容所への遺体の搬送に関すること。 4 遺体の一時保存に関すること。 5 遺体の火葬の取り扱いに関すること。 6 遺族への遺骨引渡しに関すること。 7 身元不明遺体の取り扱いに関すること。 8 部内各隊の救護活動の支援に関すること。 9 隊内の他の班に属さないこと。
	・第2班（戸籍証明、外国人登録）	1 遺体の捜索に関すること。 2 遺体収容所の設置に関すること。 3 遺体収容所への遺体の搬送に関すること。 4 遺体の一時保存に関すること。 5 遺体の火葬の取り扱いに関すること。 6 遺族への遺骨引渡しに関すること。 7 身元不明遺体の取り扱いに関すること。 8 部内各隊の救護活動の支援に関すること。
	・第3班（住民記録）	第2班と同じ。
	・第4班（戸籍受付）	第2班と同じ。
	・第5班（戸籍記録）	第2班と同じ。
◎国民保護環境部	○清掃調整隊（隊長 リサイクル清掃課長） ・清掃調整班（リサイクル清掃）	1 部の庶務及び本部等との情報連絡に関すること。 2 ごみ収集作業計画の策定及び再利用に関すること。 3 がれき処理計画の策定及び調整に関すること。 4 し尿処理計画の策定及び要請に関すること。 5 廃棄物処理業の特例許可に関すること。 6 廃棄物処理に係る指示に関すること。 7 部内の隊に属さないこと。
	○清掃隊（隊長 すみだ清掃事務所長） ・管理班（管理係）	1 清掃調整隊との連絡調整に関すること。 2 隊内の連絡調整及び庶務に関すること。 3 隊内の各班に属さないこと。
	・第1作業班（作業係）	1 被害情報の把握及び収集に関すること。 2 ごみの収集及び運搬に関すること。 3 区立保育園への援助活動の実施に関すること。 ※保育園からの緊急時の要請に対し、職員を派遣する。
	・第2作業班（車両係）	第1作業班と同じ。
	○環境保全隊（隊長 環境保全課長） ・第1班（環境管理）	1 部内各隊の救護活動の支援に関すること。 2 被災他の環境保全に関する情報収集、その他環境保全に関すること。 3 危険物質等による汚染拡大の防止措置に関すること。 4 隊内の他の班に属さないこと。
	・第2班（緑化推進）	1 部内各隊の救護活動の支援に関すること。 2 被災他の環境保全に関する情報収集、その他環境保全に関すること。 3 危険物質等による汚染拡大の防止措置に関すること。
	・第3班（環境啓発・指導調査）	第2班と同じ。
◎国民保護施設保護部	○第1施設保護隊（隊長 子育て支援課長） ・第1班（子育て支援、保育園運営、保育園入園）	1 部内各隊との連絡及び部の庶務に関すること。 2 本部等との情報連絡に関すること。
	・第2班～第7班（児童館）	1 施設利用者の保護に関すること。 2 施設の保全及び管理に関すること。 3 臨時休館の措置に関すること。 4 退避の指示に係る措置の実施に関すること。 5 警戒区域の設定に係る警戒区域への立入りの制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令の実施に関すること。 6 他の部の実施する国民保護措置の支援に関すること。 7 濾過機による飲料水の供給に関すること（濾過機設置施設のみ）。 8 区立保育園への援助活動の実施に関すること。 ※保育園からの緊急時の要請に対し、職員を派遣する（指定施設のみ）。
	・第8班～第33班（保育園）	1 施設利用者の保護に関すること。 2 施設の保全及び管理に関すること。 3 臨時休園の措置に関すること。 4 退避の指示に係る措置の実施に関すること。 5 警戒区域の設定に係る警戒区域への立入りの制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令の実施に関すること。 6 他の部の実施する国民保護措置の支援に関すること。 7 濾過機による飲料水の供給に関すること（濾過機設置施設のみ）。

○第2施設保護隊(隊長 人権・同和対策課長) ・第1班(人権、同和対策)	1 社会福祉会館との連絡調整に関する事。 2 他の部の実施する国民保護措置の支援に関する事。 3 隊内の他の班に属さない事。
・第2班(社会福祉会館)	1 施設の保全及び管理に関する事。 2 施設利用者の保護に関する事。 3 臨時休館の措置に関する事。 4 退避の指示に係る措置の実施に関する事。 5 警戒区域の設定に係る警戒区域への立入りの制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令の実施に関する事。 6 他の部の実施する国民保護措置の支援に関する事。 7 濾過機による飲料水の供給に関する事。 8 区立保育園への援助活動の実施に関する事。 ※保育園からの緊急時の要請に対し、職員を派遣する。
○第3施設保護隊(隊長 中小企業センター館長) ・第1班(中小企業センター)	1 施設利用者の保護に関する事。 2 施設の保全及び管理に関する事。 3 臨時休館の措置に関する事。 4 退避の指示に係る措置の実施に関する事。 5 警戒区域の設定に係る警戒区域への立入りの制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令の実施に関する事。 6 他の部の実施する国民保護措置の支援に関する事。 7 濾過機による飲料水の供給に関する事。 8 区立保育園への援助活動の実施に関する事。 9 隊内の他の班に属さない事。 ※保育園からの緊急時の要請に対し、職員を派遣する。
・第2班(すみだ産業会館)	1 施設利用者の保護に関する事。 2 施設の保全及び管理に関する事。 3 臨時休館(園)の措置に関する事。 4 退避の指示に係る措置の実施に関する事。 5 警戒区域の設定に係る警戒区域への立入りの制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令の実施に関する事。 6 他の部の実施する国民保護措置の支援に関する事。 7 濾過機による飲料水の供給に関する事(濾過機設置施設のみ)。 8 区立保育園への援助活動の実施に関する事。 ※保育園からの緊急時の要請に対し、職員を派遣する(指定施設のみ)。
・第3班(東駒形コミュニティ会館)	第2班と同じ。
・第4班(梅若橋コミュニティ会館)	第2班と同じ。
・第5班(横川コミュニティ会館)	第2班と同じ。
・第6班(女性センター)	第2班と同じ。
・第7班(スポーツ健康センター)	第2班と同じ。
○第4施設保護部(隊長 スポーツ振興課長) ・第1班(スポーツ振興)	1 隊構成各施設との連絡調整に関する事。 2 他の部の実施する国民保護措置の支援に関する事。 3 隊内の他の班に属さない事。
・第2班(体育館)	1 施設利用者の保護に関する事。 2 施設の保全及び管理に関する事。 3 臨時休館の措置に関する事。 4 退避の指示に係る措置の実施に関する事。 5 警戒区域の設定に係る警戒区域への立入りの制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令の実施に関する事。 6 他の部の実施する国民保護措置の支援に関する事。 7 濾過機による飲料水の供給に関する事(濾過機設置施設のみ)。 8 区立保育園への援助活動の実施に関する事。 ※保育園からの緊急時の要請に対し、職員を派遣する(指定施設のみ)。
・第3班(屋内プール体育館)	同 上
・第4班(両国屋内プール体育館)	同 上
・第5班(屋外体育施設管理事務所)	同 上
・第6班(生涯学習センター)	同 上
・第7班(郷土文化資料館)	同 上
・第8班(スポーツプラザ梅若)	同 上

	○第5施設保護隊（隊長 あずま図書館長） ・第1班（あずま図書館）	1 施設利用者の保護に関すること。 2 施設の保全及び管理に関すること。 3 臨時休館（園）の措置に関すること。 4 退避の指示に係る措置の実施に関すること。 5 警戒区域の設定に係る警戒区域への立入りの制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令の実施に関すること。 6 他の部の実施する国民保護措置の支援に関すること。 7 区立保育園への援助活動の実施に関すること。 8 隊内の他の班に属さないこと。 ※保育園からの緊急時の要請に対し、職員を派遣する。
	・第2班（緑図書館）	1 施設利用者の保護に関すること。 2 施設の保全及び管理に関すること。 3 臨時休館（園）の措置に関すること。 4 退避の指示に係る措置の実施に関すること。 5 警戒区域の設定に係る警戒区域への立入りの制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令の実施に関すること。 6 他の部の実施する国民保護措置の支援に関すること。 7 濾過機による飲料水の供給に関すること（濾過機設置施設のみ）。 8 区立保育園への援助活動の実施に関すること。 ※保育園からの緊急時の要請に対し、職員を派遣する（第1班、第3班～第5班）。
	・第3班（寺島図書館）	第2班と同じ。
	・第4班（立花図書館）	第2班と同じ。
	・第5班（八広図書館）	第2班と同じ。
◎国民保護災害要援護者救護部	○災害要援護者救護隊（隊長 介護保険課長／副隊長 高齢者福祉課長、障害者福祉課長） ・第1班（管理・計画、事業者指導、認定、資格保険料、給付、調査、老人医療）	1 障害者・高齢者施設との連絡調整に関すること。 2 障害者、一人暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の安否確認並びに出動要請の措置等に関すること。 3 障害者・高齢者施設の収容者に対する食品・飲料水の給与及び物資の貸与に関する本部各隊との調整並びに出動要請の措置等に関すること。 4 福祉ボランティアの受け入れ及び派遣に関すること。 5 部の庶務及び本部等との情報連絡に関すること。 6 隊内の他の班に属さないこと。
	・第2班（高齢者支援、高齢者相談）	1 障害者・高齢者施設との連絡調整に関すること。 2 障害者、一人暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の安否確認並びに出動要請の措置等に関すること。 3 障害者・高齢者施設の収容者に対する食品・飲料水の給与及び物資の貸与に関する本部各隊との調整並びに出動要請の措置等に関すること。 4 福祉ボランティアの受け入れ及び派遣に関すること。
	・第3班（障害者福祉、障害者企画、障害者給付、障害者在宅支援、障害者相談）	第2班と同じ。
	・第4班（墨田福祉作業所）	1 墨田福祉作業所の管理及び施設利用者等の保護に関すること。 2 部内の救護活動の支援に関すること。
	・第5班（すみだ厚生会館）	1 すみだ厚生会館の管理及び施設利用者等の保護に関すること。 2 部内の救護活動の支援に関すること。
	・第6班（すみだふれあいセンター）	1 すみだふれあいセンターの管理及び施設利用者等の保護に関すること。 2 部内の救護活動の支援に関すること。 3 区立保育園への援助活動の実施に関すること。 ※保育園からの緊急時の要請に対し、職員を派遣する。
◎国民保護保健衛生部	○管理隊（隊長 保健計画課長／副隊長 生活衛生課長） ・管理班（保健計画、公害補償）	1 医療救護所の設置に関すること。 2 医療救護班等の派遣に関すること。 3 医療救護、消毒、防疫等保健衛生に係る計画及び広報に関すること。 4 赤十字標章等の使用に関する知事に対する許可申請に関すること。 5 部内の他の隊に属さないこと。
	・本部連絡班（保健計画）	1 本部等との情報連絡に関すること。 2 都、日赤・医師会等、その他関係機関との連絡に関すること。
	・環境衛生指導班（生活環境）	1 医療・防疫用資器材の調達及び備蓄に関すること。 2 ねずみ族・昆虫等の駆除及び消毒に関すること。 3 動物の保護・管理に関すること。 4 飲料水等の衛生指導及び毒劇物等の管理に関すること。 5 危険物質等による汚染拡大の防止措置に関すること。 6 情報収集及び提供、部内各隊との連絡に関すること。
	・食品衛生指導班（食品調整、食品第一、食品第二）	1 食品衛生の指導に関すること。

第3編 武力攻撃事態等への対処

	○第1保健衛生隊(隊長 向島保健センター所長) ・防疫医療班(事業、診療放射線、保健医療、歯科、栄養)	1 医療救護に関すること。 2 情報の収集及び提供、並びに部内各隊との連絡に関すること。 3 防疫に関すること。 4 区立保育園への援助活動の実施に関すること。 ※保育園からの緊急時の要請に対し、職員を派遣する。
	・保健活動班(保健指導)	1 乳幼児及び高齢者等の救護に関すること。 2 避難所における健康相談に関すること。 3 地域における巡回相談に関すること。 4 その他必要な保健活動を実施する。
	○第2保健衛生隊(隊長 本所保健センター所長) ・防疫医療班(事業、歯科、臨床、衛生)	1 医療救護に関すること。 2 情報収集及び提供、並びに部内各隊との連絡に関すること。 3 防疫に関すること。 4 区立保育園への援助活動の実施に関すること。 ※保育園からの緊急時の要請に対し、職員を派遣する。
	・保健活動班(保健指導)	1 乳幼児及び高齢者等の救護に関すること。 2 避難所における健康相談に関すること。 3 地域における巡回相談に関すること。 4 その他必要な保健活動を実施する。
◎国民保護建築部	○第1建築隊(隊長 都市計画課長) ・情報連絡班(庶務・交通)	1 本部との情報連絡に関すること。 2 部内各隊からの情報の収集及び報告に関すること。 3 区内の主要な都市施設及び公共施設の被害状況の把握及び報告に関すること。 4 部内の他の隊に属さないこと(情報連絡に関すること)。
	・調整支援班(都市計画・まちづくり)	1 部内各隊の活動状況の把握及び報告に関すること。 2 部内各隊の支援態勢の調整及び報告に関すること。 3 情報連絡担当の活動の支援に関すること。 4 部内の他の隊に属さないこと(調整支援に関すること)。
	○第2建築隊(隊長 住宅課長／副隊長 開発調整課長) ・第1班(住宅課)	1 応急仮設住宅の設置及び管理の計画に関すること。 2 応急仮設住宅の設営及び管理に関すること。 3 一時提供住宅の供給に関すること。 4 設備及び物件の除去、保安等の事前措置に関すること。 5 退避の指示に係る措置の実施に関すること。 6 土地、建物その他の工作物の一時使用又は土地、竹木その他物件の使用及び収用並びに工作物等の除去及び保管に関すること。 7 警戒区域の設定に係る警戒区域への立入りの制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令の実施に関すること。 8 隊内の他の班に属さないこと。
	・第2班(開発調整課)	1 応急仮設住宅の設置及び管理の計画に関すること。 2 応急仮設住宅の設営及び管理に関すること。 3 一時提供住宅の供給に関すること。 4 設備及び物件の除去、保安等の事前措置に関すること。 5 退避の指示に係る措置の実施に関すること。 6 土地、建物その他の工作物の一時使用又は土地、竹木その他物件の使用及び収用並びに工作物等の除去及び保管に関すること。 7 警戒区域の設定に係る警戒区域への立入りの制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令の実施に関すること。 8 東京都被災宅地危険度判定地域連絡協議会に関すること。
	○第3建築隊(隊長 建築指導課長) ・第1班(建築指導課)	1 被災住宅等の応急危険度判定及び応急修理の実施計画に関すること。 2 被災住宅等の応急危険度判定に関すること。 3 被災家屋等の補強工作及び応急修理、その他被害予防の指導に関すること。 4 修理資材の確保に関すること。 5 設備及び物件の除去、保安等の事前措置に関すること。 6 退避の指示に係る措置の実施に関すること。 7 土地、建物その他の工作物の一時使用又は土地、竹木その他物件の使用及び収用並びに工作物等の除去及び保管に関すること。 8 警戒区域の設定に係る警戒区域への立入りの制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令の実施に関すること。 9 隊内の他の班に属さないこと。

◎国民保護建設部	○営繕隊（隊長 営繕課長） ・第1班（施設管理）	1 避難所等の被災度調査実施計画及び応急修理に関すること。 2 避難所等の被災度調査に関すること。 3 避難所等の修理、補強工作に関すること。 4 修理及び補強資材の保管に関すること。 5 応急仮設住宅の設計と発注に関すること。 6 設備及び物件の除去、保安等の事前措置に関すること。 7 退避の指示に係る措置の実施に関すること。 8 土地、建物その他の工作物の一時使用又は土地、竹木その他物件の使用及び収用並びに工作物等の除去及び保管に関すること。 9 警戒区域の設定に係る警戒区域への立入りの制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令の実施に関すること。 10 隊内の他の班に属さないこと。
	・第2班（建築）	1 避難所等の被災度調査実施計画及び応急修理に関すること。 2 避難所等の被災度調査に関すること。 3 避難所等の修理、補強工作に関すること。 4 修理及び補強資材の保管に関すること。 5 応急仮設住宅の設計と発注に関すること。 6 設備及び物件の除去、保安等の事前措置に関すること。 7 退避の指示に係る措置の実施に関すること。 8 土地、建物その他の工作物の一時使用又は土地、竹木その他物件の使用及び収用並びに工作物等の除去及び保管に関すること。 9 警戒区域の設定に係る警戒区域への立入りの制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令の実施に関すること。
	・第3班（設備）	第2班と同じ。
	○庶務隊（隊長 土木管理課長） ・庶務班（台帳管理）	1 本部等との情報連絡に関すること。 2 部内の他の隊に属さないこと。 3 公共土木施設等の被害情報の集約及び報告に関すること。 4 防災無線の送受信に関すること。 5 工作協力隊への協力要請等に関すること。 6 各隊活動状況の把握及び支援態勢の調整に関すること。 7 公共土木施設の応急復旧計画の作成に関すること。
	・第1調査班（占用・監察）	1 公共土木施設の被害状況の調査・報告に関すること。 2 公共土木施設の占用物の安全対策に関すること。 3 注意を要する箇所のパトロールに関すること。 4 設備及び物件の除去、保安等の事前措置に関すること。 5 退避の指示に係る措置の実施に関すること。 6 土地、建物その他の工作物の一時使用又は土地、竹木その他物件の使用及び収用並びに工作物等の除去及び保管に関すること。 7 警戒区域の設定に係る警戒区域への立入りの制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令の実施に関すること。
	・第2調査班（掘削指導）	同 上
	・第3調査班（用地調査、境界確定）	同 上
	・第4調査班（交通安全）	同 上
	○第1工務隊（隊長 都市整備課長／副隊長 拠点整備課長） ・庶務班（地域整備）	1 隊の編制、国民保護措置の実施状況の把握に関すること。 2 情報の収集並びに連絡、報告に関すること。 3 その他各班に属さないこと。
	・第1工務隊（計画整備、拠点整備）	1 工事現場の安全対策に関すること。 2 河川、道路、公園等のパトロールに関すること。 3 道路、公園等の障害物の排除に関すること。 4 河川、護岸の安全対策に関すること。 5 応急復旧工事に関すること。 6 設備及び物件の除去、保安等の事前措置に関すること。 7 退避の指示に係る措置の実施に関すること。 8 土地、建物その他の工作物の一時使用又は土地、竹木その他物件の使用及び収用並びに工作物等の除去及び保管に関すること。 9 警戒区域の設定に係る警戒区域への立入りの制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令の実施に関すること。
	・第2工務隊（事業調整、連続立体化、拠点整備）	同 上
	・第3工務隊（細街路対策）	同 上
	○第2工務隊（隊長 道路公園課長） ・庶務班（工務、調整）	1 隊の編制、国民保護措置の実施状況の把握に関すること。 2 情報の収集並びに連絡、報告に関すること。 3 その他各班に属さないこと。

第3編 武力攻撃事態等への対処

	・第1工務隊（道路維持、計画推進）	1 工事現場の安全対策に関する事。 2 河川、道路及び公園等のパトロールに関する事。 3 道路、公園等の障害物の排除に関する事。 4 河川及び護岸の安全対策に関する事。 5 応急復旧工事に関する事。 6 設備及び物件の除去、保安等の事前措置に関する事。 7 退避の指示に係る措置の実施に関する事。 8 土地、建物その他の工作物の一時使用又は土地、竹木その他物件の使用及び収用並びに工作物等の除去及び保管に関する事。 9 警戒区域の設定に係る警戒区域への立入りの制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令の実施に関する事。
	・第2工務隊（公園維持、計画）	同 上
	・第3工務隊（道路工事、調整）	同 上
	・第4工務隊（公園工事、道路工事、公園維持、計画、道路維持）	同 上
	・第5工務隊（綿糸土木事務所）	1 工事現場の安全対策に関する事。 2 河川、道路及び公園等のパトロールに関する事。 3 道路、公園等の障害物の排除に関する事。 4 河川及び護岸の安全対策に関する事。 5 応急復旧工事に関する事。 6 応急出動に関する事。 7 設備及び物件の除去、保安等の事前措置に関する事。 8 退避の指示に係る措置の実施に関する事。 9 土地、建物その他の工作物の一時使用又は土地、竹木その他物件の使用及び収用並びに工作物等の除去及び保管に関する事。 10 警戒区域の設定に係る警戒区域への立入りの制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令の実施に関する事。
◎国民保護教育部	○庶務隊（隊長 庶務課長／副隊長 すみだ教育研究所長） ・第1班（庶務、企画・法規、施設）	1 学校及び幼稚園との連絡に関する事。 2 児童、生徒及び園児の被災状況調査に関する事。 3 学校及び幼稚園施設の応急復旧に関する事。 4 本部等との情報連絡に関する事。 5 部内の他の隊に属さない事。
	・第2班（教職員、適正配置）	1 学校及び幼稚園との連絡に関する事。 2 児童、生徒及び園児の被災状況調査に関する事。 3 学校及び幼稚園施設の応急復旧に関する事。
	・第3班（すみだ教育研究所）	第2班と同じ
	○学校教育隊（隊長 学務課長） ・第1班（学校事務、就学相談、学校給食、学校保健）	1 学用品等の調達及び給与に関する事。 2 被災校への給食及び保健衛生指導に関する事。
	○学校施設隊（隊長 指導室長） ・第1班（指導、事務）	1 教職員の避難所運営の支援要請に関する事。 2 応急教育計画の作成に関する事。 3 隊内の他の班に属さない事。
	・第2班～第40班（小・中学校）	1 学校施設の保全及び管理に関する事。 2 避難収容施設運営への協力に関する事。 3 児童、生徒の避難誘導及び保護者への引渡しに関する事。 4 応急教育計画に関する事。
	・第41班～第47班（幼稚園）	1 幼稚園施設の保全及び管理に関する事。 2 避難収容施設運営への協力に関する事。 3 園児の避難誘導及び保護者への引渡しに関する事。 4 応急教育計画に関する事。
◎国民保護区議会部 ○区議会隊（隊長 区議会事務局次長） ・区議会班（庶務、議事調査）		1 区議会との連絡調整に関する事。 2 本部等との情報連絡に関する事。
◎現地対策本部		1 武力攻撃災害及び復旧状況の情報収集及び分析に関する事。 2 本部等との情報連絡に関する事。 3 国、都及び関係機関との連絡調整に関する事。 4 現地派遣職員の役割分担及び調整に関する事。 5 自衛隊派遣要請、退避指示及び警戒区域設定に係る意見の具申に関する事。 6 本部長の指示による国民保護措置の推進に関する事。 7 各種相談業務の実施に関する事。 8 その他緊急を要する国民保護措置の実施に関する事。

【参考】東京消防庁（消防署）における分掌事務（東京都国民保護計画抜粋）

機関の名称	分 掌 事 務
東京消防庁 第七消防方面本部 本所消防署 向島消防署	1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。 2 消火、救助・救急に関すること。 3 危険物等の措置に関すること。 4 避難住民の誘導に関すること。 5 警報伝達の協力に関すること。 6 消防団との連携に関すること。 7 生活関連等施設の安全確保に対する協力に関すること。 8 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること。

(5) 区対策本部における広報等

区は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、区対策本部に広報広聴体制を整備する。

高齢者、障害者、外国人その他の情報伝達に際し援護を要する者に対しても、確実に情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。特に、言語や生活習慣の違いによるハンディをもつ外国人に対しても、必要な情報の提供が行えるよう、相談窓口の設置等を検討していく。

ア 広報隊の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、国民保護総務部に広報隊を設置し、広報を一元的に行う。

イ 住民への広報

(ア) 広報内容

- ・ 警報、避難の指示、緊急通報、退避の指示、警戒区域の設定など緊急に区民に伝達する必要があるもの
- ・ 国民保護措置の実施状況及び今後の見通し
- ・ 被害状況、関係機関の諸活動（治安、救助、消防、警備等）
- ・ 避難誘導その他必要事項
- ・ 事故の防止、防疫についての注意
- ・ 交通、運輸の状況
- ・ その他必要な事項

(イ) 広報手段

- ・ 既存の広報資器材（防災行政無線、電子メール、ケーブルテレビ、ホームページ等）を活用し、臨時広報等を行うとともに、多様なメディアの活用も検討し、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。また、関係機関及び民間団体の協力を得て実施する。
- ・ 広報時期及び内容の選択に注意し、関係機関との相互連絡を密にする。

ウ 報道機関への発表

- ・ 報道機関に対して武力攻撃災害に関する情報その他必要な事項を発表する場合は、あらかじめ関係機関と連絡協議し、正確な事項、内容を発表する。
- ・ 発表に当っては、特にその適正を期すること。
- ・ 放送事業者に対して放送の依頼を行うに当たっては、放送の可否、放送の形式、内容等について、各事業者の自主性を十分に尊重するものとする。

- ・ 発表責任者は、国民保護総務部広報隊長とする。

エ 広報時における留意事項

- ・ 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。
- ・ 区対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、区長自ら記者会見を行うこと。
- ・ 都と連携した広報体制を構築すること。

オ 広聴活動

武力攻撃事態等が終息したのち、被災地を巡回して移動相談を実施するとともに、被災地及び避難所等に臨時被災者相談所を設け、相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに関係機関に連絡して早期解決に努力する。

カ 広報記録の作成

災害時における被災地の状況その他を写真等に収め、復旧対策広報活動の資料として活用する。

(6) 区現地対策本部の設置

区長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、都等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、対策本部の事務の一部を行うため、現地対策本部を設置する。

現地対策本部長や現地対策本部員は、区対策副本部長、区対策本部員その他の職員のうちから区対策本部長が指名する者をもって充てる。

(7) 現地連絡調整所の設置

区は、発生現地において活動する機関が特段の連携を確保する必要がある場合は、都と連携し、各機関の参加を得て、現地周辺に現地連絡調整所を設置する。

《参加機関の例》

都、警察、消防、医療機関、自衛隊など現地で活動している機関

《実施内容》

- ・ 被災状況や各機関の活動状況の把握
- ・ 各機関が有する情報の共有
- ・ 現地における活動（避難誘導の実施等）の連携のための調整 等

区は、既に都又は関係機関により現地連絡調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

(8) 区対策本部長の権限

区対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 区の区域内の国民保護措置に関する総合調整

区対策本部長は、区の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があ

ると認めるときは、区が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 都対策本部長に対する総合調整の要請

区対策本部長は、特に必要があると認めるときは、東京都国民保護対策本部長（以下「都対策本部長」という。）に対して、都並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。^(*) また、区対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都対策本部長に対して、国の対策本部長が、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、区対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報の提供の求め

区対策本部長は、都対策本部長に対し、区の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

区対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、区の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

オ 区教育委員会に対する措置の実施の求め

区対策本部長は、区教育委員会に対し、区の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、区対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(9) 区対策本部の廃止

区長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び都知事を経由して区対策本部を設置すべき区の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、区対策本部を廃止する。

3 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

区は、災害時優先電話、携帯電話、地域系・移動系区防災行政無線等の可搬式通信回線若しくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、区対策本部と区現地対策本部、現地連絡調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

区は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに都

^(*) 運送事業者である一の指定地方公共機関に対し、複数の区市町村から避難住民の運送の求めがなされた場合の調整など

を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

区は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

4 特殊標章等の交付及び管理

区長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき平素に作成しておいた交付要綱により、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

(1) 区長

- ・ 区の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 区長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 区長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 水防管理者

- ・ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

なお、国民保護措置に係る職務を行う消防団員に交付する特殊標章等の交付要綱の作成、特殊標章等の交付及び使用に係る事務は、消防総監が行うこととされている

第3章 関係機関相互の連携

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、都、他の区市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と区市町村との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・都の対策本部との連携

(1) 国・都の対策本部との連携

区は、都対策本部や、都を通じ国対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

都対策本部長から都対策本部本部派遣員として区職員の派遣の求めがあった場合は、職員を派遣し、情報共有等の体制を整える。

(2) 国・都の現地対策本部との連携

区は、国・都の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、都・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

2 都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 都知事等への措置要請

区は、区の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都知事その他都の執行機関（以下「都知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、区は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 都知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

区は、区の区域に係る国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、都知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長へ、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

区は、区の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、区は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

ア 区長は、区の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるとき

は、都知事に対し、防衛庁長官に対する自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める（国民保護等派遣）^(*)。また、通信の途絶等により都知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、努めて東京地方協力本部長又は区の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては東部方面総監、海上自衛隊にあつては横須賀地方総監、航空自衛隊にあつては防空指揮群司令を介し、防衛長官に連絡する。

イ 区長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動^(**)により出動した部隊とも、区対策本部及び現地連絡調整所において緊密な意思疎通を図る。

ウ 区は、住民の避難が必要となる場合において、自衛隊の侵害排除措置が行われるときは、避難住民の混乱の発生を防止するため、避難経路の選定等について、自衛隊から派遣された連絡官を通じ、また、関係機関（都、警視庁等）と十分に協議する。

4 他の区市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の区市町村長等への応援の要求

ア 区長その他の執行機関（以下、この章において「区長等」という。）は、国民保護措置を実施するため必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の区市町村長等に対して応援を求める。

イ 応援を求める区市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 都への応援の要求

区長等は、国民保護措置を実施するため必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、都知事等に対し応援を求める。

(3) 事務の一部の委託

ア 区が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、区は、上記事項を公示するとともに、都に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の委託の廃止を行った場合は、区長はその内容を速やかに区議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 派遣要請

区は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、

^(*) 武力攻撃事態等においては、自衛隊は、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障のない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するものである点に留意する。

^(**) 内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び都知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条）

当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 要請の手順

区は、(1)の要請を行うときは、都を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、都を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 区を行う応援等

(1) 他の区市町村に対して行う応援等

ア 区は、他の区市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の区市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、区長は、所定の事項を区議会に報告し、また区は公示を行い、都に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

区は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 住民防災組織等に対する支援等

(1) 住民防災組織に対する支援

区は、住民防災組織による警報の内容の伝達、住民防災組織による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、住民防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

区は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、区は、安全の確保が十分であると判断した場合には、都と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア受入窓口等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

区は、都や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望す

るものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

区は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。^(*) この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。なお、当該協力は、住民の自発的意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

- ・ 避難住民の誘導
- ・ 避難住民等の救援
- ・ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ・ 保健衛生の確保

^(*) 要請に当たり、強制にわたることがあってはならない。(国民保護法第4条)

第4章 国民の権利・利益の救済に係る手続

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

区は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】 再掲

項 目		担 当
損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関すること。(法第 81 条第 2 項)	区対策本部 国民保護総務部 総務隊
	特定物資の保管命令に関すること。(法第 81 条第 3 項)	
	土地等の使用に関すること。(法第 82 条)	
	応急公用負担に関すること。(法第 113 条第 1 項・5 項)	
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1・3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、 123 条第 1 項)	
不服申立てに関すること。(法第 6 条、175 条)		
訴訟に関すること。(法第 6 条、175 条)		

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

区は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、墨田区文書管理規程（平成16年墨田区訓令第11号）等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

区は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長するように配慮する。

第5章 警報及び避難住民の誘導等

第1 警報の伝達等

区は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達・通知

(1) 警報の内容の伝達等

ア 区は、都から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民、関係のある公私の団体（消防団、住民防災組織、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。警報の伝達に当たっては、警察、消防等関係機関の協力を得るものとする。

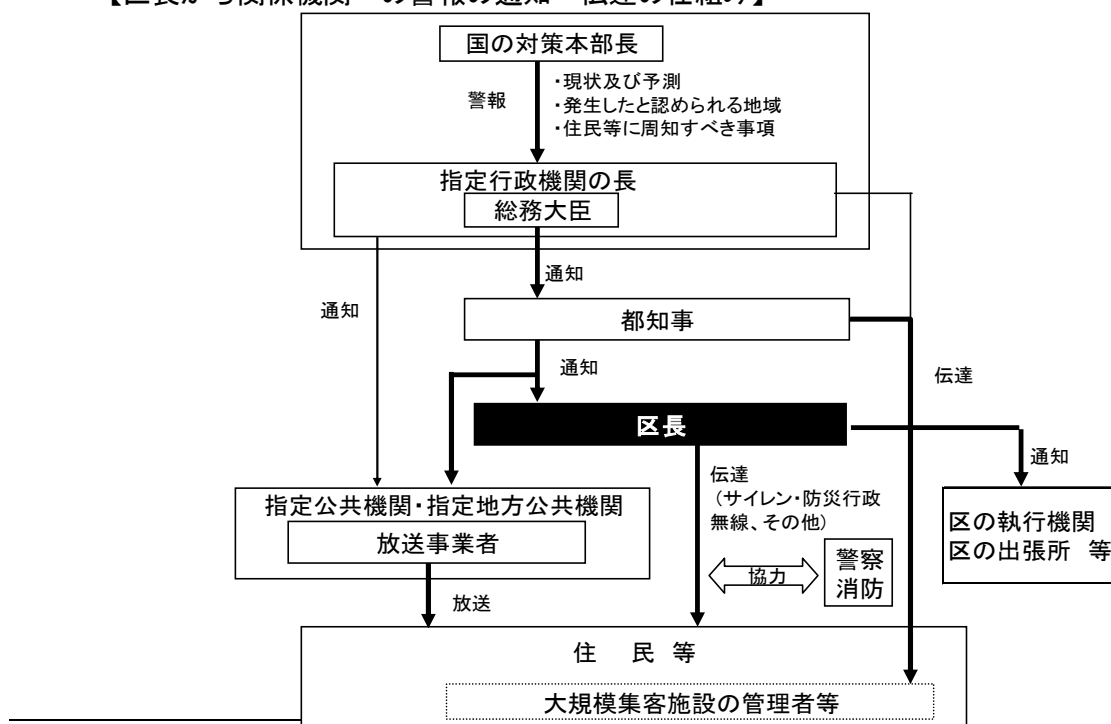
イ 区は、都と協力して、区内の大規模集客施設について、あらかじめ定めた伝達先へ速やかに警報の内容を伝達する。(*)

(2) 警報の内容の通知

ア 区は、区の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、児童館、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。

イ 区は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、区のホームページ（<http://www.city.sumida.lg.jp>）に警報の内容を掲載する。

【区長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組み】



(*) 都は業界団体や本社等に、区は各事業所等に伝達することを基本とする。

2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の伝達方法

警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在区が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に区が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、防災行政無線（同報系・地域系）により武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。さらに、携帯電話・パソコンへのメール配信、広報車の使用、住民防災組織・連絡員による伝達、ケーブルテレビの活用、ホームページの活用、災害時優先電話の使用などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に区が含まれない場合

(ア) この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線（同報系・地域系）やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。また、広報車の使用、住民防災組織・連絡員による伝達、携帯電話・パソコンへのメール配信、ケーブルテレビの活用、災害時優先電話の使用などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

(イ) なお、区長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

(2) 関係機関との連携

区長は、東京消防庁（消防署）と連携し、あるいは住民防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達する。

この場合において、東京消防庁（消防署）が実施する消火活動及び救助・救急活動の状況に留意する。また、区内の消防団は、東京消防庁（消防総監又は消防署長）の所轄の下に行動するものとする。

また、区は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警視庁（警察署）と緊密な連携を図る。

(3) 災害要援護者への配慮

警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害要援護者に対するサイレンの周知や警報発令後にとるべき行動等について普及啓発を行うほか、避難支援プランの活用、地域住民や住民防災組織による協力・連携体制の確立、災害要援護者サポート隊事業の推進、国際交流団体等への協力の要請など、災害要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

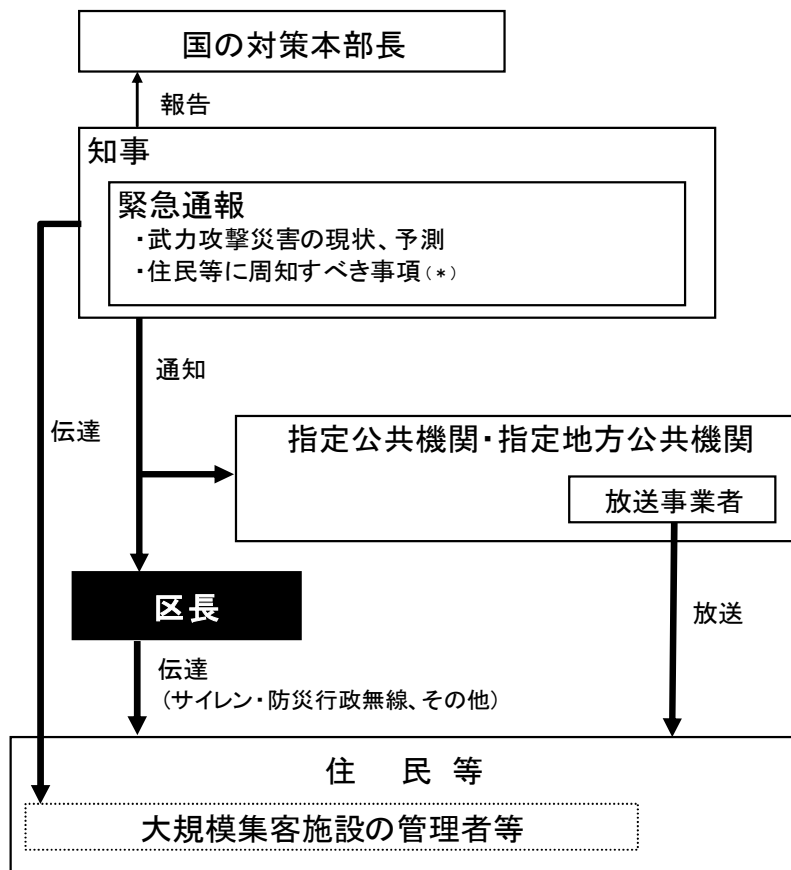
(4) 警報の解除

警報の解除の伝達については、警報の伝達と同様に行う。ただし、原則として、サイレンは使用しない。

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の区民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

《緊急通報の発令の概要》^(*)



第2 避難住民の誘導等

区は、都の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。区が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

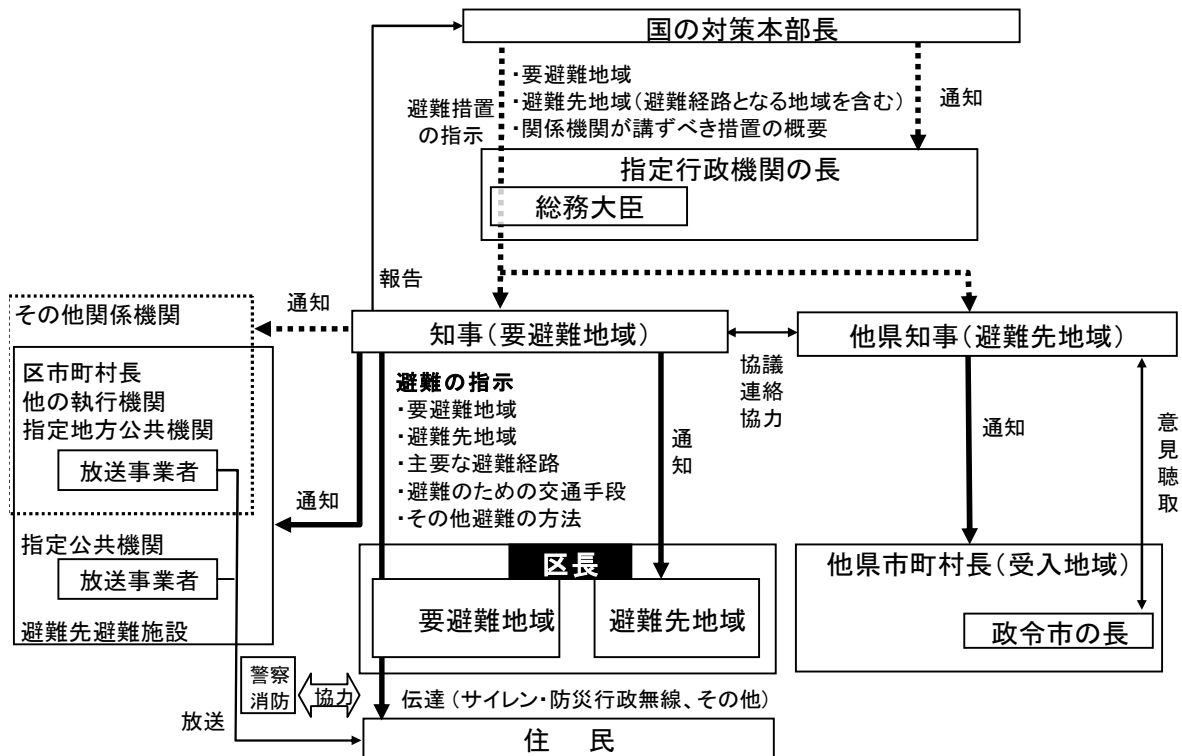
1 避難の指示の伝達

ア 区長は、都知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に都に提供する。

^(*) 都の指示に従って落ち着いて行動すること、テレビ・ラジオ等の情報収集手段の確保に努めることなど。

イ 区長は、都知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

《避難の指示の流れ》



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

ア 区長は、避難の指示を受けた場合は、平素に策定しておいた避難実施要領のパターンを参考にしつつ、各執行機関、都、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、避難の指示の内容に応じた避難実施要領を的確かつ迅速に策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

イ 避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他、避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領に記載する項目

区長は、上記法定事項、都国民保護計画に基づき、原則、次に掲げる項目を避難実施要領において定める。

ただし、緊急の場合には、事態の状況等を踏まえて、当初は法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成するなど柔軟に対応する。

ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

イ 避難先

ウ 一時集合場所及び集合方法

エ 集合時間

オ 集合に当たっての留意事項

カ 避難の手段及び避難の経路

キ 区職員の配置等

ク 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応

ケ 要避難地域における残留者の確認

コ 避難誘導中の食糧等の支援

サ 避難住民の携行品、服装

シ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(3) 避難実施要領の策定における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

ア 避難の指示の内容の確認

（地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態）

イ 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）

（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）

ウ 避難住民の概数把握

エ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））

オ 輸送手段の確保の調整（※ 輸送手段が必要な場合）

（都との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定^(*)）

カ 災害要援護者の避難方法の決定（避難支援プラン、区対策本部国民保護災害要援護者救護部の設置、災害要援護者サポート隊の協力）

キ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）

ク 職員の配置（各地域への職員の割当て、現地派遣職員の選定）

ケ 関係機関との調整（現地連絡調整所の設置、連絡手段の確保）

コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（都対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針^(**)を踏まえた対応）

(*) 避難に当たって時間に比較的余裕がある場合、一時避難場所にいったん集まり、当該場所からバス等により移動することが考えられる。

(**) 武力攻撃事態等において、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、国の対策本部長が対処基本方針に基づき定めることができる特定公共施設等の利用に関する指針。国の対策本部長は、利用指針を定める場合には、関係する地方公共団体の長等の意見を聴かなければならないとされている。

(4) 国の対策本部長による利用指針の調整

ア 区長は、自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、都を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

イ この場合において、区長は、都を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第12条第2項により準用される同法第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第12条第2項により準用される同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、区の意見や関連する情報をまとめる。

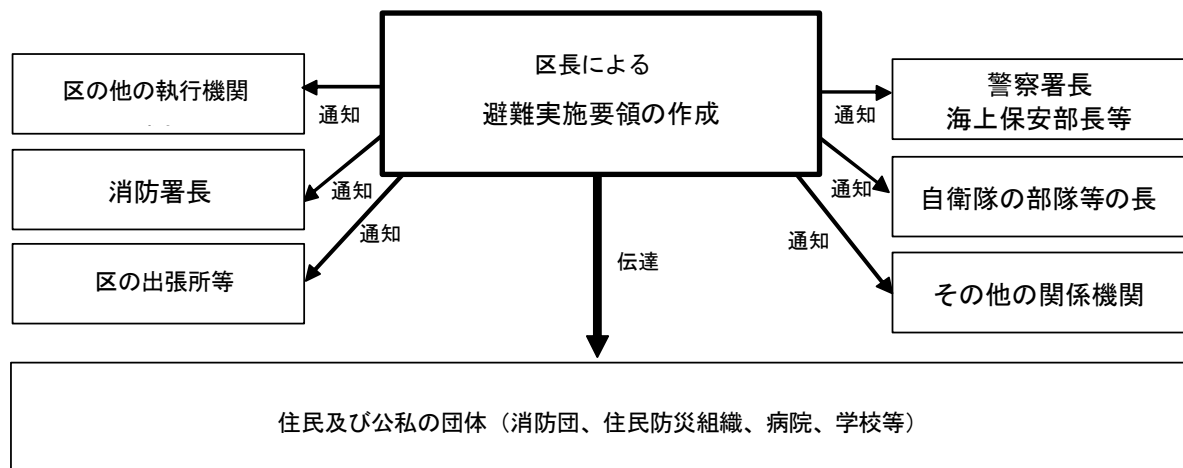
(5) 避難実施要領の内容の伝達等

区長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に係る情報を的確に伝達するように努める。

また、区長は、直ちに、その内容を区の他の執行機関、区内の消防署長、警察署長、海上保安部長等（海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署（これらの事務所がない場合には、管区海上保安本部）の長をいう。以下同じ。）及び自衛隊東京地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、区長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

《避難実施要領の内容の伝達の流れ》



3 避難住民の誘導

(1) 区長による避難住民の誘導

ア 区長は、避難実施要領で定めるところにより、その職員を指揮し、消防総監（消防署長）及び消防団長と協力して避難住民を避難先地域まで誘導する。

その際、避難実施要領の内容に沿って、住民防災組織、施設管理者等の協力のもと、町会・自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、区長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

イ なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 東京消防庁（消防署）との連携

区長は、避難住民の誘導を行うに当たっては、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案した上で、消防総監（消防署長）の協力を得て実施する。

なお、区内の消防団は、消防総監又は消防署長の所轄の下に行動するものとする。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

区長は、必要があると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

区長は、これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて現地連絡調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 住民防災組織等に対する協力の要請

区長は、避難住民の誘導に当たっては、住民防災組織等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

区長は、避難住民の誘導に際しては、都と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。^(*)

区長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等災害要援護者への配慮

区長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、区対策本部に国民保護災害要援護者

^(*) 要避難地域の区市町村は、避難住民を誘導するときは、必要に応じて、食品や飲料水の供給などを行うこととされている。

救護部を設置し、都災害要援護者対策総括部と連携しつつ、町会・自治会による災害要援護者サポート隊、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする

なお、災害要援護者の避難に関して、区は、避難場所、避難所等の拠点までの運送を支援する。

(7) 残留者等への対応

避難住民の誘導に当たる区職員並びに消防職員及び消防団員は、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難場所等の運営

区は、原則、区域内に所在する避難場所及び避難所を運営する。

(9) 避難所等における安全確保等

区は、警視庁（警察署）が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに警視庁（警察署）と協力し住民等からの相談に対応するなど住民等の不安の軽減に努める。

区は、その管理する避難所において、都が定める避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全するものとする。

(10) 動物の保護等に関する配慮

区は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・ 危険動物等の逸走対策
- ・ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護 等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる区は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 都に対する要請等

ア 区長は、避難住民の誘導に際して食糧、飲料水、医療等が不足する場合には、都知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、都による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

イ また、避難住民の誘導に係る人的・物的な資源配分について他の区と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、都知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

ウ 区長は、都知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

エ 区長は、避難住民の誘導に関して、都の区域を越えて避難誘導を行なう際など本区のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、都知事に対して、避難誘導の補助を要請する。 (*)

(13) 避難住民の運送の求め等

区長は、避難住民の運送が必要な場合において、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。 (**)

区長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、都を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、都対策本部長に、その旨を通知する。 (***)

(14) 避難住民の復帰のための措置

区長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領（復帰実施要領）を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

4 想定される避難の形態と区による誘導

(1) 突発的かつ局地的な事態の場合

ア 屋外で突発的に発生

要避難地域となった区は、自主的にあるいは当初の屋内避難（退避）の指示により建物内に避難した住民を、避難の指示等に基づき、避難所等まで誘導する。

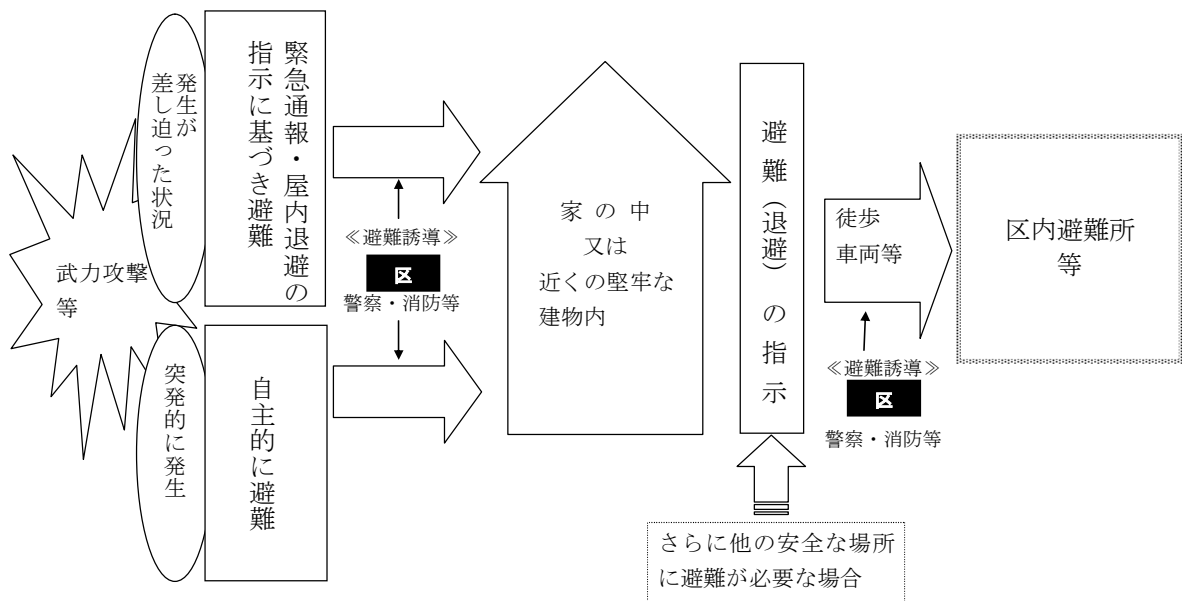
(*) 大規模な着上陸侵攻に伴う避難については、避難措置の指示に当たり国により実質的な調整が図られることから、知事間の協議では、基本的に個別の地域の避難住民の割当など細部の調整を図る。

(**) 運送事業者である指定公共機関、指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、旅客の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとされている。

また、当該機関は、知事又は区市町村長から避難住民の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとされている。

(***) 指定公共機関については、国の対策本部長が総合調整を行い、なお実施しない場合は、必要に応じ、内閣総理大臣が実施を指示することとされている。また、指定地方公共機関については、運送が的確かつ迅速に実施されない場合は、必要に応じ、都知事が実施を指示することとされている。

【屋外で突発的に発生した事態の避難誘導】



《該当する事態類型と避難上の留意点》

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び都知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

ただし、屋外での急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後安全措置を講じつつ適切な避難所に避難させる等の対応が必要である。

- 状況により、退避の指示、警戒区域の設定等時宜に応じた措置が不可欠である。
また、政府による事態認定前にゲリラ等の攻撃を受けた場合は、災害対策基本法等既存の法制を活用するなど、柔軟に対応する。
- 当初の避難実施要領の策定に当たっては、法定事項を簡条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成する。その後、避難所に避難させる場合の同要領の策定は、各執行機関、都、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要である。

また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地連絡調整所を設けて活動調整に当たる。

弾道ミサイル攻撃（通常弾頭、BC弾頭）

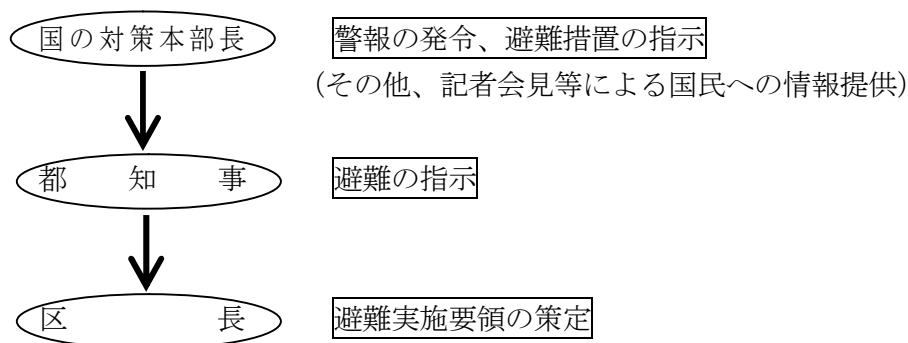
- 発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要である。
- 当初は、できるだけ近くのコンクリート造りの堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、

地下駅舎等の地下施設への避難の指示がなされる。

- ・ 区は、ミサイル着弾後、被害内容が判明した後、都知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導する。
- ・ 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知する。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

- ① 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



- ② 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令する。

航空攻撃（通常爆弾等）

弾道ミサイル攻撃に準じる。

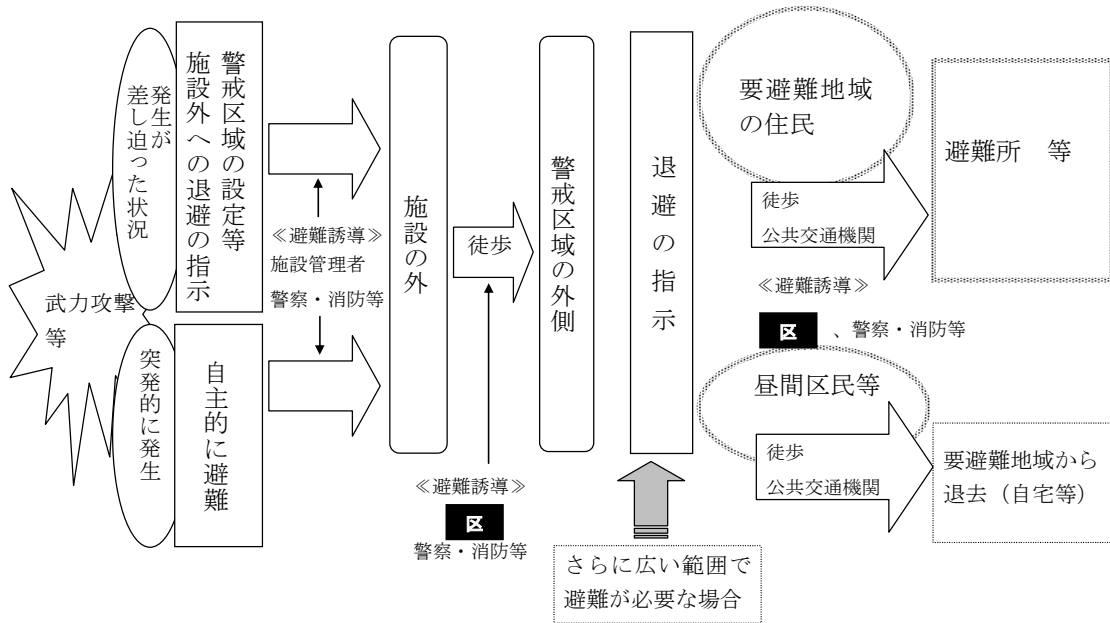
緊急処理事態（大規模テロ等）

大規模テロ等（緊急処理事態）への対処で記述する。

イ 大規模集客施設等内で突発的に発生

区は、避難（退避）の指示により大規模集客施設等から施設外へ避難した住民等を、避難の指示等に基づき、避難所等まで誘導する。

【大規模集客施設等内で突発的に発生した事態の避難誘導】



《該当する事態類型と避難上の留意点》

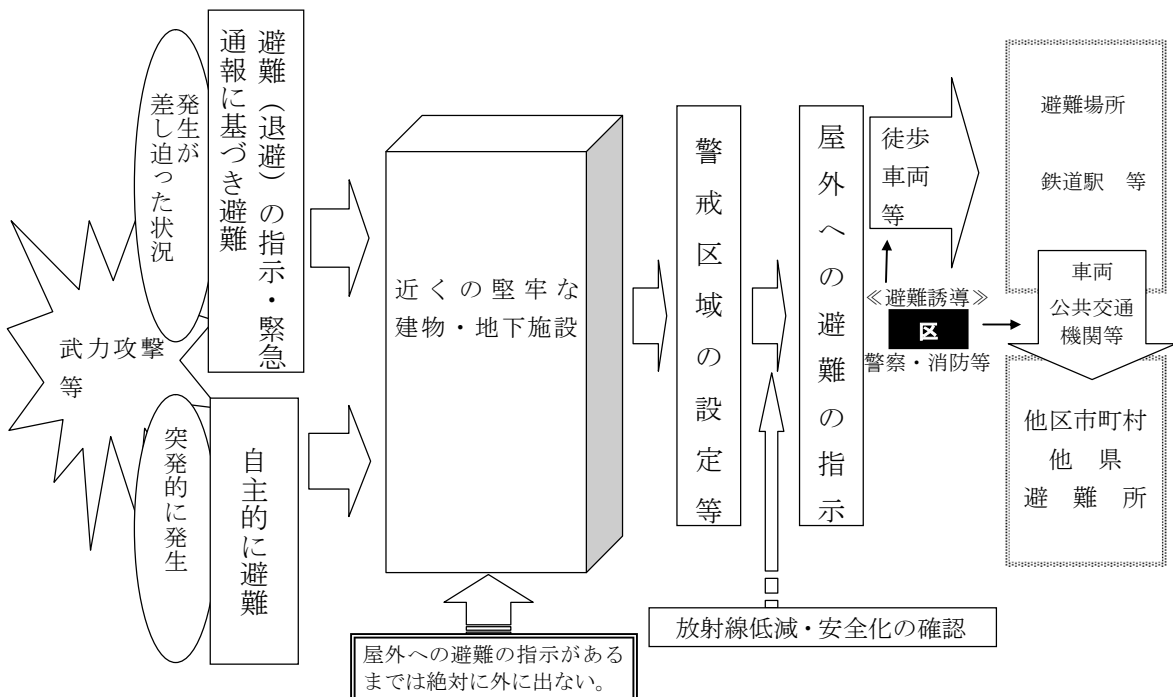
緊急対処事態（大規模テロ等（NBC攻撃を伴う場合を含む。））

第5編「大規模テロ等（緊急対処事態）への対処」で記述する。

(2) 突発的かつ広範囲な事態の場合

要避難地域となった区は、屋内に避難した住民等を、避難の指示等に基づき、避難場所等を経て、他区市町村（他県）の避難所まで誘導する。

【突発的かつ広範囲な事態の避難誘導】



《該当する事態類型と避難上の留意点》

弾道ミサイル攻撃（核弾頭）

- ・ 攻撃当初は爆心地周辺から直ちに離れ、近くの堅牢な建物・地下施設等に避難する。
- ・ 一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域への避難の指示がなされる。
- ・ 核爆発に伴う熱線・熱風等による直接の被害を受けないものの放射性降下物の影響を受けるおそれのある地域は、放射線の影響を受けない安全な地域への避難の指示（風下をさけ極力風向きと垂直方向）がなされる。
- ・ 区は、ミサイル着弾後、被害内容が判明した後、都知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導する。

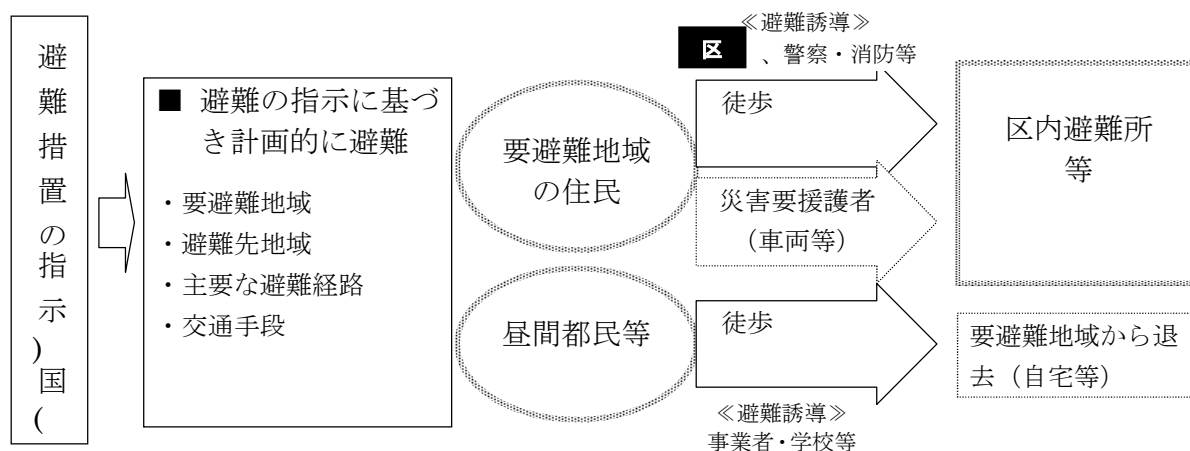
航空攻撃（核弾頭）

弾道ミサイル攻撃（核弾頭）に準じる。

(3) 時間的余裕がありかつ局地的な事態の場合

要避難地域となった区は、避難の指示等に基づき、避難住民を区内の避難所等まで誘導する。

【時間的余裕がありかつ局地的な事態の避難誘導】



《該当する事態類型と避難上の留意点》

ゲリラ・特殊部隊による攻撃（施設占拠に伴う周辺住民の避難等）

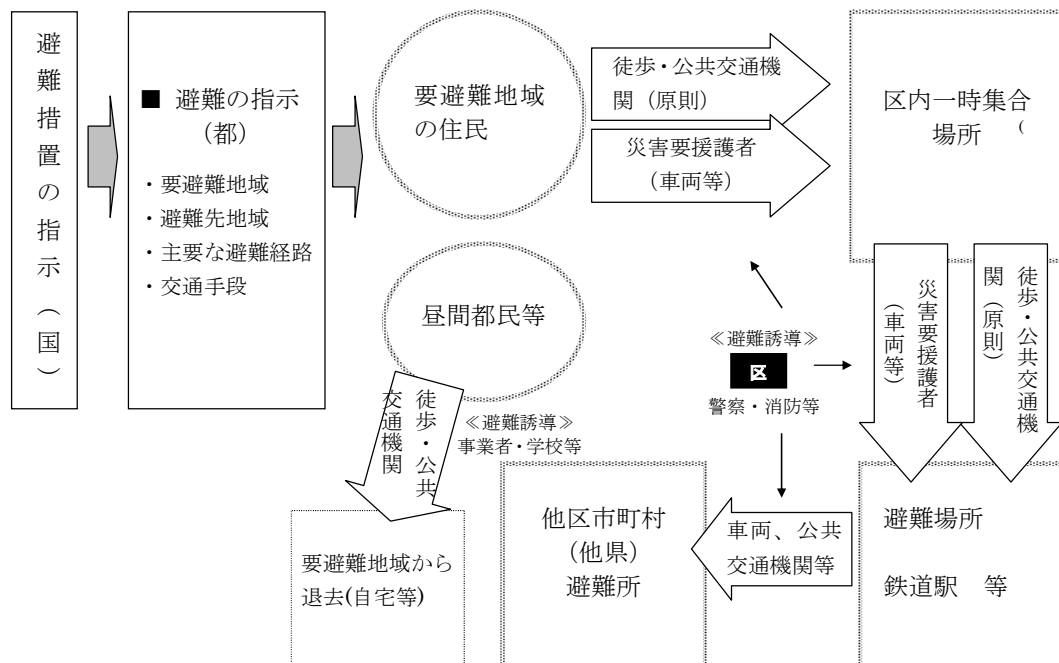
警察等により周辺の安全を確保した上で、それらの避難誘導に従い避難する。

(4) 時間的余裕がありかつ広範囲な事態の場合

避難地域となった区は、避難の指示等に基づき、避難住民を一時集合場所、避難場所等を経て、他の区市区町村（他県）まで誘導する。

避難に当たっては、震災時と同様、住民防災組織を中心に、町会・自治会ごとに一時集合場所に集合し、一定の地域単位ごとに集団を形成したうえで、避難場所等へ誘導する。

【時間的余裕がありかつ広範囲な事態の避難誘導】



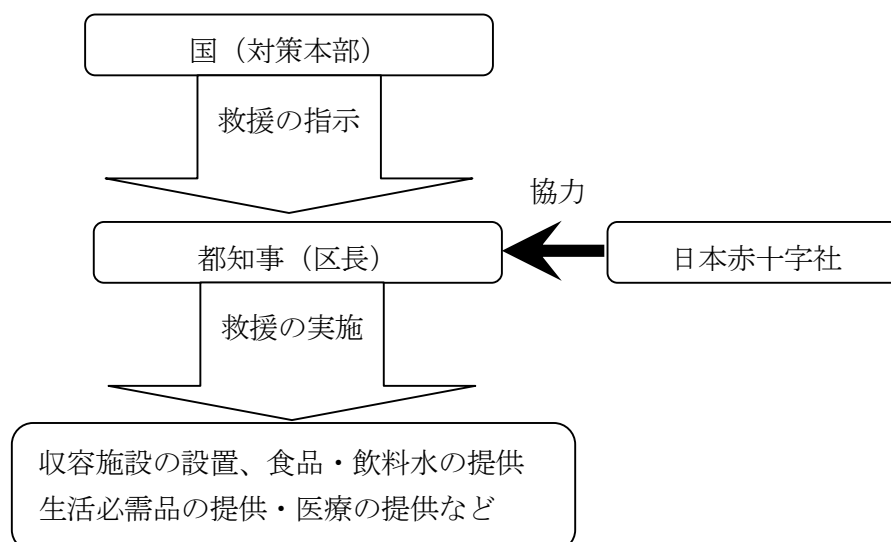
《該当する事態類型と避難上の留意点》

着上陸侵攻

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、都の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待つて対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針、それらに基づく都知事による指示等に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めない。

第6章 救援



1 救援の実施

(1) 救援の実施

区長は、都とあらかじめ調整した役割分担に基づき都及び関係機関と緊密な連携を図りながら、避難住民や被災住民に対する救援を行う。

(2) 救援の補助

区長は、都知事が実施する救援措置の補助を行う。

【都と区市町村間における役割分担】（東京都国民保護計画から抜粋）

都と区市町村間における主な役割分担は、防災計画における都と区市町村間の役割分担を踏まえ、次のとおりとする。なお、救援に係る措置については、国民保護法上は知事の役割とされているが、国民保護法第76条第1項^(*)の規定に基づき、その一部を区市町村が行うこととするものである。

主な措置	役割分担
避難場所の運営	○ 原則として避難場所が所在する区市町村が運営する。 ○ 必要に応じて都が補完する。
避難所等の運営	○ 避難所・二次避難施設の開設、運営は区市町村が行うこととし、都はこれを補完する。 ○ 都又は民間が管理する大規模施設などの運営は都が行うこととし、区市町村は、これに協力する。
食料・生活必需品の供給	○ 都による一括調達を原則とし、必要に応じて、都及び区市町村における備蓄品を活用する。 ○ 緊急時における食糧・生活必需品は、区市町村の備蓄品（都の事前配置分を含む。）又は調達品をもって充てる。

^(*) 国民保護法第76条第1項 都道府県知事は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

医療の実施	○ 医療救護所の設置、医療救護班等の派遣は、区市町村が一次的に行い、都は要請に基づき都医療救護班の派遣、都医師会等に対する派遣要請や広域的な応援要請を行う。 ○ 都は区市町村の要請に基づき医薬品、医療資材の補充を行う。 ○ 区市町村は被災現場から医療救護所までの患者搬送及び医療救護所から後方医療施設への患者搬送を実施し、都は医療救護所から後方医療施設への患者搬送を実施する。
備蓄	○ 食糧、生活必需品、医薬品等の備蓄は、災害対策用の備蓄を活用する。 ○ N B C災害への対処として、都は、都が現地に派遣する職員の安全確保のために必要となる資材を備蓄又は調達する。区市町村は、それぞれの地域の特性に応じて資材を備蓄又は調達する。
保健衛生の確保	○ 区市町村及び都は巡回健康相談等を行うため、保健師班を編成して避難所等に派遣する。 ○ 都及び区市町村は、避難所の食品衛生指導等を行う。 ○ 区市町村は、避難所に対する衛生管理指導を行い、都はこれに指導・助言を行う。
被災者の搜索及び救出	○ 区市町村は、警視庁、東京消防庁又は消防本部が中心となって行う被災者の搜索、救出に協力する
埋葬及び火葬	○ 区市町村は、身元不明遺体を適正に保管し、適正期間経過後に火葬するとともに、遺留品、遺骨の保管を行う。 ○ 都は必要に応じて広域火葬体制に基づく火葬の実施について調整、推進する。
電話その他の通信設備の提供	○ 都は電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て通信機器等を設置する。 ○ 区市町村は避難所において機器の設置場所の確保を行い、機器を被災者の利用に供し、管理する。
武力攻撃災害による被害を受けた住宅の応急修理	○ 区市町村は、都が定める選定基準により応急修理対象者の募集、選定を行う。 ○ 都は区市町村からの報告を基に応急修理を実施する。
学用品の給与	○ 区市町村は、必要量を把握し都に報告する。 ○ 都は学用品を一括して調達し、区市町村が配付する。
行方不明者の搜索及び死体の処理	○ 区市町村は、警視庁、東京消防庁又は消防本部が中心となって行う行方不明者の搜索に協力する。 ○ 区市町村は、警視庁等関係機関と連携して、死体収容所の開設、死体の搬送、収容及び処理等を行う。 ○ 都は、行方不明者の搜索、死体の搬送・収容等に関する支援、連絡調整を行う。
ごみ、し尿、がれき処理及び土石・竹木等の除去	○ 区市町村は、各所管区域のごみ処理を行う。 ○ 区市町村は、仮設トイレ等を設置するとともに、し尿を収集し、下水道施設（水再生センター又は管路）への搬入又は投入により処理する。 ○ 都は、搬入又は投入先の下水道施設（水再生センター又は管路）のし尿受け入れ口の特定を行う。 ○ 区市町村は、所管区域におけるがれき処理を行う。都は、がれき処理に関する広域的な調整を行う。 ○ 区市町村は、土石、竹木等の除去を実施する。都は、広域的な観点から実施順位等を定め、区市町村と協力して土石、竹木等の除去を実施する。

応急仮設住宅等の設置、運営	○ 都は、長期避難住宅及び応急仮設住宅を設置し、原則として都営住宅に準じて管理する。 ○ 区市町村は、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。
---------------	---

2 関係機関との連携

(1) 都への要請等

区長は、救援を実施するために必要と判断したときは、都知事に対して国及び他の道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他区との連携

区長は、救援を実施するために必要と判断したときは、都知事に対し、都内の他の区との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

区長は、都知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

区長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送^(*)を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の程度及び方法の基準

区長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び都国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

区長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、都知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

4 救援の内容

(1) 収容施設の供与

ア 避難所

(ア) 避難所・二次避難所の開設、運営

区は、当該区域内が避難先地域となった場合、都との調整に基づき、避難先地域内に避難所を開設する(都があらかじめ指定する大規模な施設を避難所とする場合は都が開設)。また、必要に応じて野外収容施設等を設置する。

① 避難所

- ・ 避難所は、被災者数に応じて開設することとし、まず小学校に開設し、さらに必要がある場合は中学校の順で開設する。

^(*) 運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、物資等の運送を確保するために必要な措置を行うものとされている。

- ・ 高齢者や障害者などの災害要援護者とその家族に対しては、専用の災害要援護者救護所を避難所内に設置する。
- ・ 避難所を開設したときは、開設状況を速やかに都及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。

② 二次避難所

常に介護を必要とするなど、避難所での生活が困難な災害要援護者とその家族に対しては、より専門的な体制を備えた二次避難所を、特別養護老人ホーム、養護学校等に設置する。二次避難所に移送する必要がある災害要援護者については、区が二次避難所と調整のうえ移送し、適切な対応を実施する。

(イ) 避難所・二次避難所の管理

- ・ 区は、区の施設を避難所とする場合は、避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全する^(*)（都の施設を避難所とする場合は「都」、民間施設を避難所とする場合は「当該施設の管理者」が、それぞれ管理を行う。）。
- ・ 区は、施設管理者、町会・自治会等協力団体の協力を得て避難所の管理を行う。避難所では、被災者のプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努めることとする。

(ウ) 救援センターの設置

区は、避難住民の生活を支援する総合窓口として、各避難所に「救援センター」を設置し、避難所開設期間を通じて必要な人員を配置する。

「救援センター」の職員は、関係機関やボランティアの協力を得て、次のような業務を行う。

- ・ 避難住民に対する食料等の配給
- ・ 医療、衛生管理、避難所生活に関する情報提供、相談対応
- ・ 避難住民の生活状況の把握
- ・ 区（長）に対する物資・資材等の要請 等

(エ) 都対策本部（避難所支援本部）への報告

区（長）は、避難所における物資の不足等に伴うニーズを取りまとめ、必要に応じて都対策本部（都対策本部に避難所支援本部^(**)が設置されている場合は当該支援本部）へ報告のうえ、救援物資の供給等を要請する。

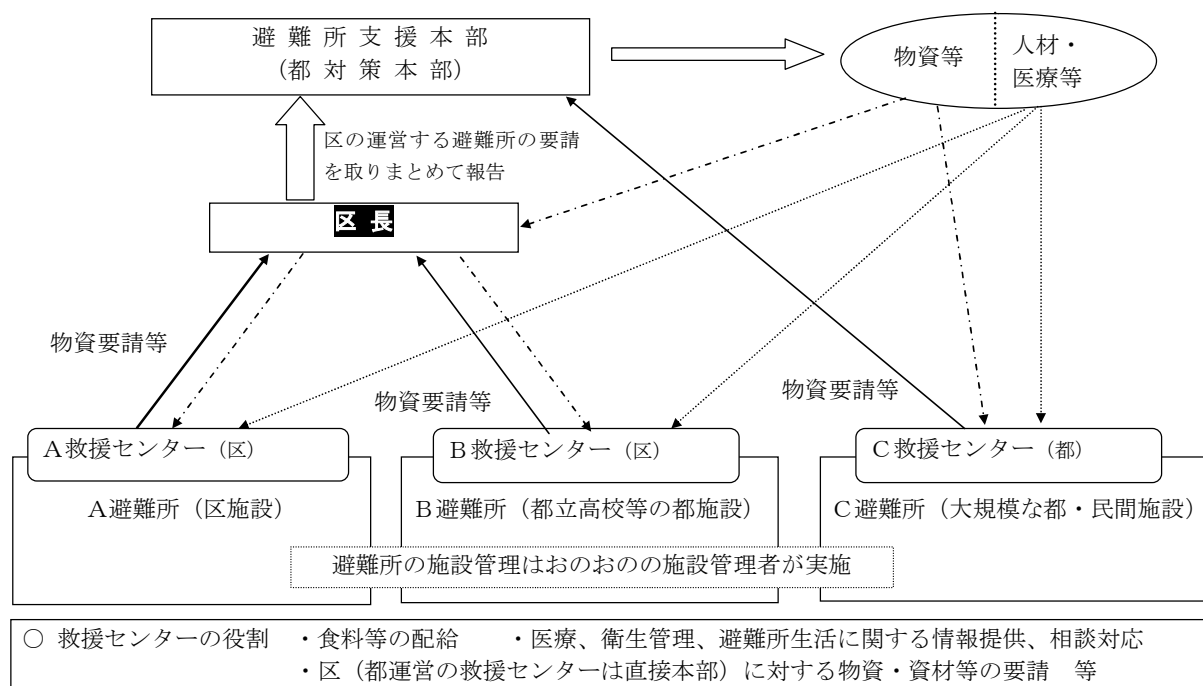
^(*) 電気・ガス・水道などの設備管理や維持補修など。

^(**) 都は、複数の区に大規模な住民が避難し、多くの避難所が設置された場合において、大量の救援物資の供給等を円滑に実施するため、あらかじめ定める要綱に基づき都対策本部に避難所支援本部を設置することとしている。

避難所支援本部は、区等を通じて（都が運営する救援センターからは直接物資要請がなされる）、避難所において不足する物資等を把握し、広域的な観点から調整しつつ、次のような事項について、区による避難所運営を支援することとしている。

・ 救援物資（食品、飲料水、生活必需品等）の供給 ・ 応急医療の提供 ・ 学用品の供給 ・ 避難所における保健衛生の確保 等

《避難所支援本部・救援センターの役割》



イ 応急仮設住宅等の設置、運営

区は、避難が長期に及ぶ場合や復帰後も本来の住居が使用できない場合などにおいて、都が設置する長期避難住宅及び応急仮設住宅に関し、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。また、早急に必要戸数の把握に努めるほか、高齢者や障害者等、被災世帯の状況に配慮した対応を図ることとする。

(ア) 入居者の選定

① 入居資格

次の全てに該当する者とする。

- ・ 住家が全焼、全壊又は流出した者
- ・ 居住する住家がない者
- ・ 自らの資力では住家を得ることができない者

② 入居者の募集・選定

- ・ 入居者の募集計画は被災状況に応じて都が策定し、区に住宅が割当てられ、区が被災者に対して募集を行う。
- ・ 入居者の選定は、都が策定する入居基準に基づき区が行う。

③ 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、原則として都が都営住宅の管理に準じて行い、入居者管理等は区が行う。

(2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

食品・飲料水及び生活必需品等の給与等は、都による一括調達を原則とし、緊急時における食料・生活必需品の給与については、都及び区における備蓄品を活用するものとする。

ア 食品の給与

- ・ 緊急時において、都から食品給与の要請を受けた場合は、備蓄物資を活用する。

(ア) 調達

区は都との役割分担に基づき、品目等に応じて、区及び都の備蓄又は調達により給与する。

(イ) 輸送

区は、区対策本部による調達車両（雇上げ）を主体とするとともに、区所有車を併用し、区及び都の調達食品を、避難所又は災地区の給食を必要とする者に緊急輸送を行う。なお、避難所への輸送は、避難所等からの給食所要量の調査報告に基づき実施する。

(ウ) 集積地

区役所を基本とする。また、状況によっては、小・中学校等他の区施設において適当な場所を選定する。

(エ) 給与

り災者に対する給食は、主として避難収容者を対象に実施するが、状況により、収容者以外で日常の食糧を欠くり災者に対しても実施する。なお、給与に当たっては、災害要援護者を優先して行う。

イ 飲料水の給与

- ・ 武力攻撃災害の発生により、水道の使用が不能又は困難になったときは、区は直ちに都に対し、応急給水を要請する。
- ・ 給水が不能又は困難な状況も想定し、都（水道局）の応急給水計画を補完する区独自の給水対策の整備に努める。
 - ・ 給水資機材は、防災対策のものと兼ねるものとする。

(ア) 区が行う給水活動

区は、都（水道局）による給水活動を補完する立場から次のような給水活動を行う。

- ・ 事態発生直後に水道水の給水が困難な場合は、小・中学校及び区施設等に配備したろ過機により、学校のプールの水及び飲料水貯水槽の水をろ過し、被災者に給水する。
- ・ 区は、都水道局が行う給水活動を都区役割分担に基づき支援し、被災者への給水を行う。
- ・ 各給水拠点から飲料水を輸送し、避難所を中心に区民への給水を行う。

(イ) 生活用水の確保

区は、雨水利用の推進や既存井戸の活用等により、生活用水の確保に努めることとする。

ウ 生活必需品の給与等

生活必需品の備蓄は、防災の備蓄と兼ねるものとし、区は都との役割分担に基づき、都が実施するまでの応急救助に必要な生活必需品の確保を図るものとする。

(ア) 調達

- ・ 区は都との役割分担に基づき、品目等に応じて、区及び都の備蓄又は調達により給与する。
- ・ 区の調達数量に不足を生じたとき又は調達不可能なときは、区は都に調達を要請す

る。

(イ) 輸送

・ 第1次輸送

長期避難収容者救護を第一とし、各避難所に対し雇上げ自動車を主力として備蓄品の輸送を行う。

・ 第2次輸送

第1次輸送の例により、順次調達品を輸送する。

・ 輸送コース

状況に応じ迅速かつ安全なコースを選定する。

(ウ) 集積地

集積拠点は、区役所とする。給与時の集積地は、各避難所又は区施設とする。

(エ) 給与

- ・ 主として避難所のり災者を対象に実施するが、その他生活必需品困窮のり災者に対しても状況により実施する。
- ・ 調達した物資の交付、被害程度の大なるものを優先し、以下順次に行う。

(3) 医療の提供及び助産

区は、避難所が設置され、その他医療の提供及び助産の必要を認めたときは、医療の提供及び助産の態勢をとるとともに、医療救護所又は現場に職員を派遣する。また、防災で締結した区内の医師会、歯科医師会及び薬剤師会との協力協定を活用し、それらの機関に協力を要請するとともに、都に対しても協力を要請するものとする。

ア 医療に関する情報の収集及び提供

事態発生時には、主な医療機関に配備した防災行政無線等を活用し、医師会及び医療機関と連絡を取り、人的被害及び医療機関の被害状況や活動状況等について把握し、都に報告する。

また、区は相談窓口等を設置し、都と協力して^(*)、避難住民に対して、避難所周辺の利用可能な医療機関、診療科目等に関する情報を提供する。

イ 被災者への医療の提供及び助産

区は、医療救護所の設置、医療救護班等の派遣を行い、避難住民に対し医療等を提供する。

また、必要に応じて、都に対し、医療の提供に関し次の支援を求める。

- ・ 医薬品、医療資材の補充
- ・ 都医療救護班の派遣
- ・ 都医師会等に対する派遣要請
- ・ その他広域的な応援要請

(ア) 医療救護班等の派遣

(*) 区の役割

- ・ 医療…医療救護所の設置、医療救護班等の派遣は、区が行うものとし、都は区からの要請に基づき都医療救護班の派遣、都医師会等に対する派遣要請や広域的な応援要請を行う。
- ・ 保健衛生…区及び都は巡回健康相談等を行うため、保健師班を編成して避難所等に派遣するものとする。

区は、医療救護活動を実施するため、医師会の協力を得て医療救護班を、また歯科医師会の協力を得て歯科医療救護班を編成し、医療救護所に派遣する。また派遣状況について都へ報告する。

また、区は医療救護所に薬剤師会の協力を得て、調剤、服薬指導及び医薬品管理等を行う薬剤師班を派遣する。

(イ) 医療救護所の設置等

区は、医療救護所を設置し、医療救護班等は、医療救護所において医療救護活動を実施する。

区は、医療救護所を設置した場合は、その状況について都へ報告する。

(ウ) 医療救護所の設置場所

医療救護所は、両保健センター及びすみだ福祉保健センターのほか、状況を勘案の上、必要に応じ次の場所に設置する。

- ・ 500人以上の避難所
- ・ 二次避難所（高齢者、障害者など介護を要する者などの専用避難所）
- ・ 医療機関
- ・ 災害現場

ウ 患者の搬送

区は、都と協力し、被災現場や避難場所・避難所から医療救護所まで患者を搬送する。

医療救護所から災害拠点病院^(*)等の後方医療施設^(**)への患者搬送については、都と連携して実施する。

なお、後方医療施設への搬送は、状況に応じて次により行うものとする。

- ・ 東京消防庁に対する搬送要請
- ・ 区や都の派遣する医療救護班等が使用した自動車による搬送
- ・ 都が調達するヘリコプター、船舶等による搬送

エ 資器材の備蓄

医療救護活動に必要な資器材等は、防災の備蓄と兼ねるものとする。

区の保有する資器材、薬品等が不足したときは、区は、薬剤師会に対し、薬品等の優先供給を要請する。

(4) 被災者の搜索及び救出

区は、警視庁又は東京消防庁が中心となっていく被災者の搜索、救出に必要な協力を行う。

(5) 火葬

区は、武力攻撃災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害時の混乱のため、資力の有無にかかわらず火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合に、応急的に火葬を行う。

ア 火葬体制

(*) 区内災害拠点病院は、東京都立墨東病院及び白鬚橋病院

(**) 後方医療施設とは、東京都災害拠点病院、救急告示医療機関及びその他の病院で被災を免れたすべての医療機関を指す。

(ア) 火葬体制の確立

区は、遺体収容所等において火葬許可証の迅速な発行に努めるとともに、災害時に多数の死亡者が発生した場合に備え、遺体の安置、保存及び搬送体制など遺体を速やかに火葬に付す体制を確立する。

(イ) 広域火葬体制の実施

事態の規模に応じ、平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは火葬を行うことが困難であると判断した場合は、都内全域及び近隣県等の火葬場を活用して広域的に火葬を行う体制（広域火葬体制）に関する応援・協力を都に要請する。その際、区は住民に対する周知や遺体搬送手段の確保等、広域火葬体制の円滑な実施に努める。

イ 火葬の内容

棺（付属品を含む。）、火葬（人夫費を含む。）、骨つぼ及び骨箱

ウ 身元不明遺体の遺骨の取扱い

(ア) 区は、身元不明死体を適正に保管し、適正期間経過後に火葬する。

(イ) 区は、身元不明遺体の遺骨を、遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、別に定める期間内に引取品の判明しない場合は身元不明者扱いとして、都営納骨堂その他別に定める場所に移管する。

(6) 電話その他の通信設備の提供

区は、避難所において、都が電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て手配した通信機器等の設置場所の確保を行い、機器を被災者の利用に供し、管理する。

(7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

区は、都が行う武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理に関して、都が定める選定基準により応急修理対象者の募集、選定を行う。

ア 修理の対象

武力攻撃災害により住家が半焼又は半壊し、自己の資力で応急修理ができない者を対象とする。

イ 修理の基準

修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行う。

ウ 住宅の選定

区は、被災者の資力その他の調査等に基づき、都が定める選定基準により、選定する。

(8) 学用品の給与

区は、被災により教科書、文房具、通学用品等の学用品を失った児童・生徒について、供与すべき必要量を把握し都に報告する。

区は、都が区の報告に基づき一括して調達した学用品を配布する。

(9) 行方不明者の搜索並びに遺体の搜索及び処理

区は、警視庁又は東京消防庁が中心となつて行う行方不明者の搜索に協力する。

区は、警視庁等関係機関と連携して、遺体収容所の開設、遺体の搬送、収容及び処理等を行う。区は、遺体の処理の時期や場所、遺体の処理方法（遺体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存及び検案等の措置）等について、都、警視庁等と調整のうえ、次のとおり実施する。

ア 遺体の搜索

区は、避難の指示の解除後又は武力攻撃により新たに被害を受ける恐れがない場合、都と協議し、都、警察、関係機関及びボランティア等の協力を得て、作業員の雇上げ、機械器具の借上げ等の方法を講じ、遺体の搜索を実施する。

イ 遺体の搬送

区は、都と連携し、作業員の雇上げ又は警視庁等関係機関の協力を得て、遺体を遺体収容所に搬送する。

ウ 遺体の収容等

（ア）遺体の収容

区は、区施設等に速やかに遺体収容所を開設し、必要器具を用意したうえで遺体を収容するとともに、開設状況について、都及び警視庁に報告する。区は、遺体収容所に必要な資器材等について備蓄に努めるとともに、これらが不足した場合の調達の体制をあらかじめ確立しておく。

また、遺体収容所の開設・運営等に関して、区の対応能力のみでは十分でないと認められるときは、都及び関係機関に応援を要請する。

（イ）遺体収容所

遺体収容所においては、検視・検案の実施、死体検案書の交付、死亡届けの受理、火葬許可証の交付等の関係法令に基づく手続、遺体の引渡しや一時的な保存、必要に応じて遺体の洗浄等を一括的に処理することとする。

（ウ）遺体の一時保存

遺体の識別を正確に行うため、遺体の一時保存を行う。

（エ）遺体の洗浄等

区は、都と協議のうえ、必要に応じて作業員を雇い上げ、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を実施する。

（オ）遺体の身元確認

区は、遺体の身元を確認し、納棺する。

エ 検視・検案等

（ア）検視・検案に関する連携

区は、都と連携し、医療活動と秩序ある分担の下に、円滑な検視・検案活動が行えるように関係機関と連携を図る。

（イ）検視・検案に関する機関別活動内容

区は、関係機関の協力を得て、災害発生後速やかに公共施設や寺院等に遺体収容所を開設して運営に当たり、検視・検案を迅速かつ的確に行える体制を確立する。

なお、遺体収容所の開設状況について、都及び警視庁に報告する。

（10）武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

区は、復帰先での生活確保を支援するため、武力攻撃災害のため住居又はその周辺^(*)に土石、竹木等が堆積し、日常生活に著しい支障を及ぼしており、住民自らの資力では除去することができない場合、都と協力し^(**) これらを除去する。

ア 除去の対象

区は、住居又はその周辺に運びこまれた土石、竹木等の障害物の除去について、次の条件に該当する住居等を早急に調査のうえ、実施する。

- (ア) 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれていること。
- (イ) 障害物のため一時的に居住できない状態にあること。
- (ウ) 自らの資力をもってしては障害物の除去ができないものであること。

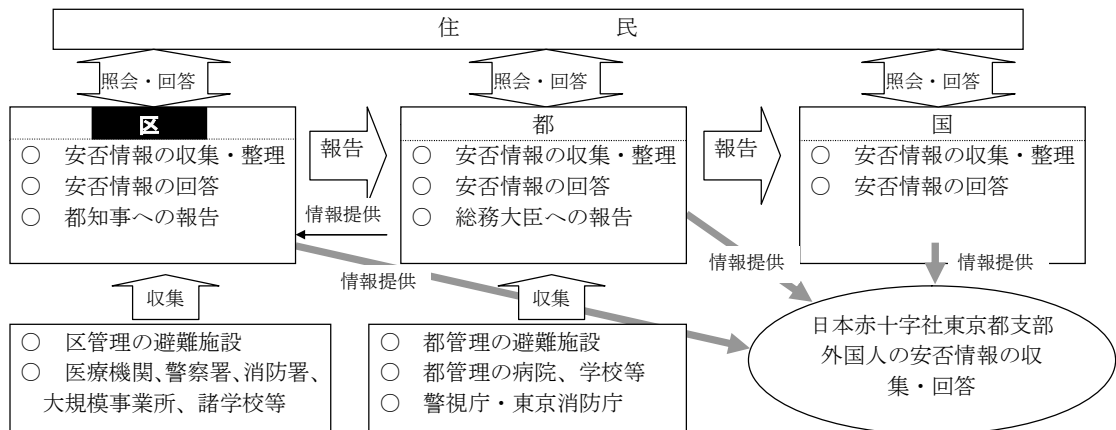
^(*) 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関

^(**) 都は、広域的な観点から実施順位等を定め、区と協力して土石、竹木等の除去を実施する。

第7章 安否情報の収集・提供

区は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

《安否情報の収集、整理及び提供の流れ》



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

区は、避難住民や負傷又は死亡した住民の安否情報を、避難住民や医療機関などの関係機関から、収集する。

《収集の役割分担》

- ・区・・・区管理の避難施設、区の施設(学校等)、区域内の医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、諸学校等
- ・都・・・都管理の避難施設、都の施設(病院・学校等)、警視庁、東京消防庁等

ア 収集の様式

安否情報の収集は、安否情報省令に定める様式第1号及び第2号を用いて行う。ただし、やむを得ない場合は区長が適当と認める方法によることができる。

イ 収集の方法

区対策本部国民保護救護部は、避難住民等から任意で聴取し、所定の様式により、避難所等からFAX、電子メール、連絡員等を介し、区対策本部国民保護総務部へ報告する。

区対策本部国民保護総務部は、医療機関、大規模事業所等の安否情報を保有している関係機関から、所定の様式を使用し、FAX、電子メール、連絡員等により、情報を収集する。

なお、これらの方法によることができない場合は、防災行政無線、災害時優先電話などでの収集を行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

区は、安否情報を保有する指定公共機関、指定地方公共機関及び医療機関等の関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

区は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨が分かるように整理をしておく。

2 都に対する報告

区は、都への報告に当たっては、原則として、安否情報省令に定める様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）により都に送付する。ただし、事態が急迫している場合などこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 区は、安否情報の照会窓口や照会方法について、区対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として安否情報省令に定める様式第4号に必要事項を記載した書面を窓口に提出することにより受け付ける。ただし、照会をしようとする者（以下「照会者」という。）が安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 照会者の本人確認

ア 区は、窓口において安否情報の照会を受け付ける際には、照会者の本人確認を行うため、本人であることを証する書類（運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード等）を窓口において提出又は提示させる。

イ 区は、口頭や電話、電子メールなどによる安否情報の照会で、本人であることを証する書類を提出又は提示させることができない場合は、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別（以下「4情報という。」）について、住民基本台帳と照合することにより本人確認を行う。

なお、照会者が他区市町村に住所を有する場合は、安否情報省令第3条第3項に基づき、当該区市町村に問い合わせることにより4情報を照会し、本人確認を行う。

(3) 安否情報の回答

ア 区は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、(2)により本人確認を行ったうえで、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令に定める様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 区は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を安否情報省令に定める様式第5号により回答する。

ウ 区は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

4 日本赤十字社に対する協力

区は、日本赤十字社東京都支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

5 個人情報の保護への配慮

安否情報は個人情報であることにかんがみ、墨田区個人情報保護条例（平成2年墨田区条例第19号）にのっとり、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

特に、安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば、①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。	同意する 同意しない
※備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

安否情報収集様式（死亡住民）

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第3号 (第2条関係)

安否情報報告書

報告日時： 年 月 日 時 分

市町村名： 担当者名

[illegible]

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること
2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること
3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入すること。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

安否情報照会書

様式第4号（第3条関係）

安 否 情 報 照 会 書

年 月 日 総務大臣 （都知事） 殿 （区長）		
申請者 住所（居所） 氏 名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けてください。③の場合、理由を記入願います。）	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 （ ）	
備考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しないものに限り。）	日本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

安否情報回答書

様式第5号（第4条関係）

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日

殿

総務大臣
(都知事)
(区 長)

年 月 日付けで照会のあった安否情報について、下記のとおり回答します。

被難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しないものに限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
連絡先その他必要情報		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

第8章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

区は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

区は、国や都等の関係機関と協力して、区の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 都知事への措置要請

区長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、区長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、都知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

区は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

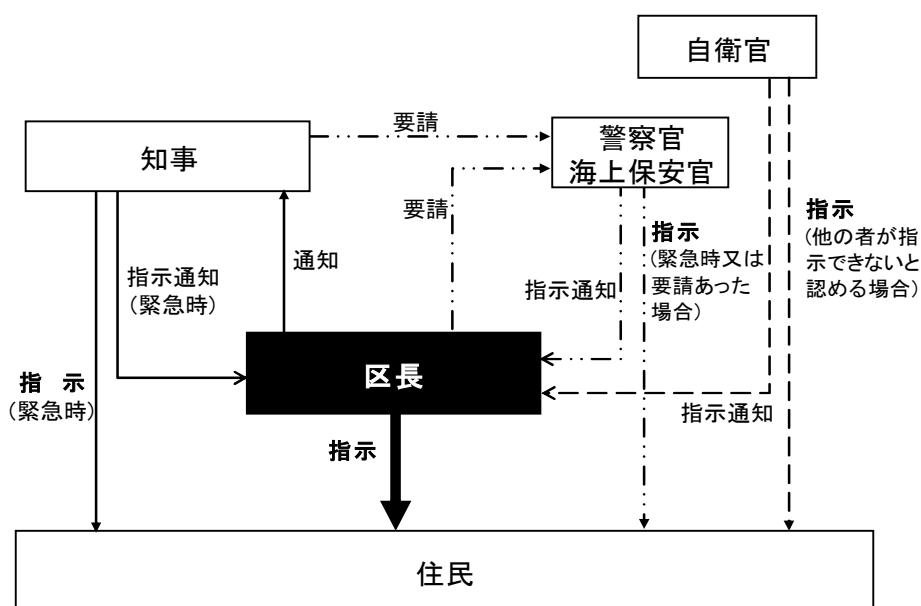
区長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、東京消防庁職員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を都知事に通知する。

第2 応急措置等

区長は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

《退避の指示の概要》



(1) 退避の指示

区長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。^(*)

この場合において、必要により現地連絡調整所を設けて（関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示（例）】

「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

ア 屋内への退避の指示

区長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する^(**)。

「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

(ア) N B C 攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。

(イ) 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合

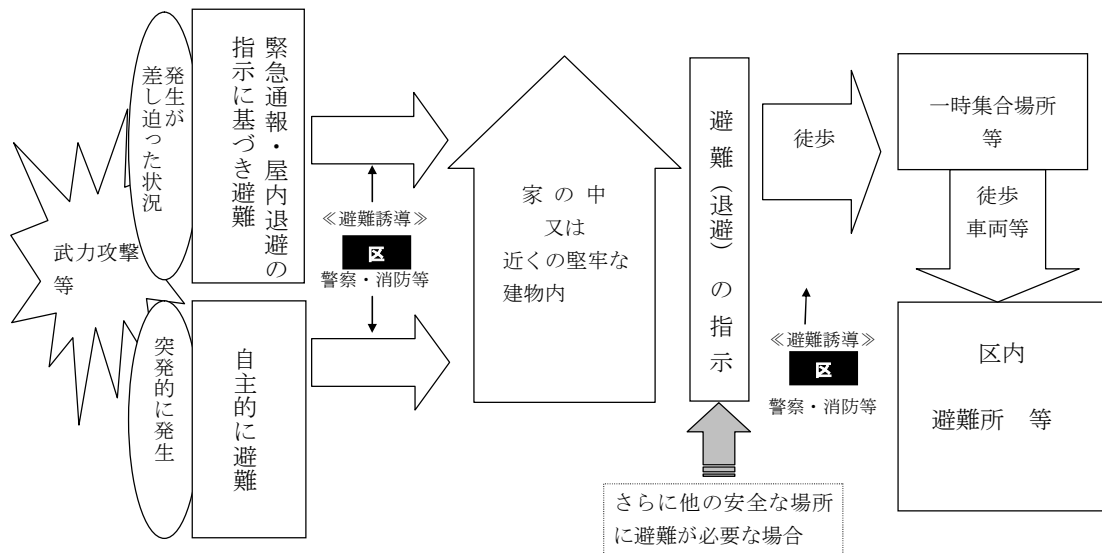
(*) 退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるための緊急の必要がある場合に、地域の実情に精通している区長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。この権限は、都知事、警察官等にも補完的に付与されている。

特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合などには、住民に危険が及ぶことを防止するため、都知事による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、区長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

(**) 周辺地域では速やかに避難場所等へ避難した方が安全な場合もありうる。そのような場合は、地域を区分して異なる退避を指示する。

において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

《屋内退避のイメージ》



【屋内退避の指示（一例）】

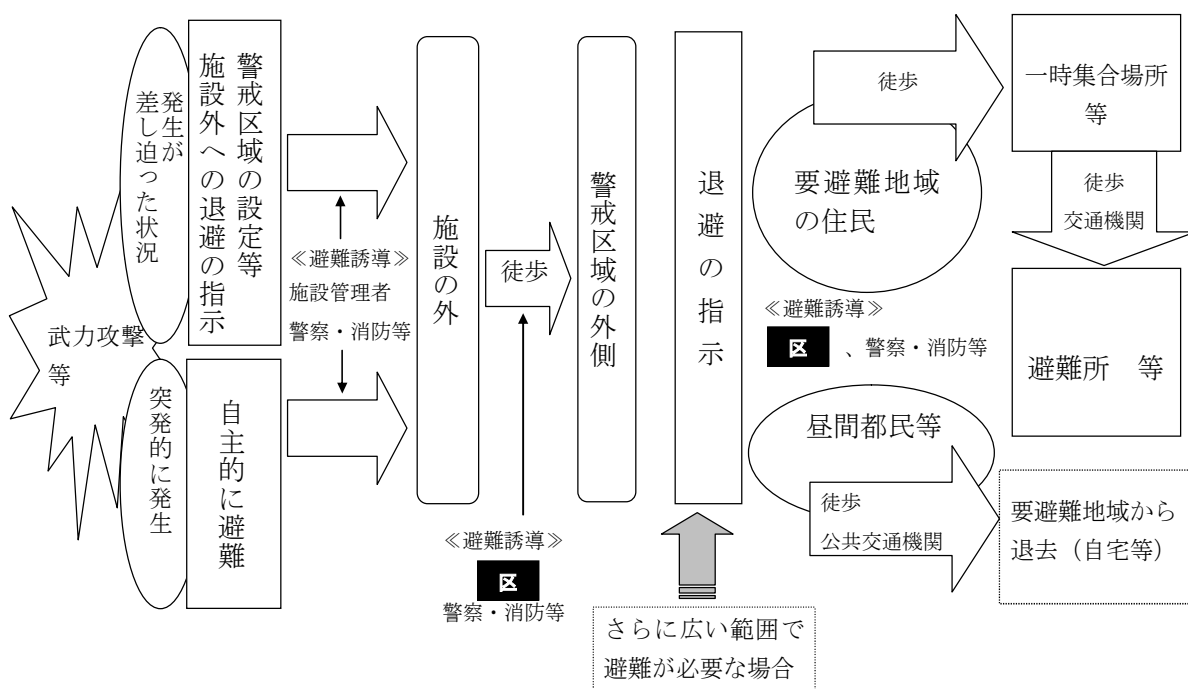
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。

イ 屋外への退避の指示

区長は、住民等が、屋内に留まるよりも、速やかに移動した方がより危険が少ないと考えられるときは、「屋外退避（避難所等への退避）」を指示する。「屋外への退避の指示」は、次のような場合などに行うものとする。

- ・ 駅や大規模集客施設、地下街などの施設の中で、NBC攻撃やテロと判断されるような事態が発生した場合で、屋内においては汚染され、生命、身体に危険が及ぶと判断される時。

《屋外退避のイメージ》



【屋外退避の指示（例）】

〇〇駅構内にいる者は、△△△の危険があるため、構内放送や職員の誘導に従い、落ち着いて駅外に退避すること。

(2) 退避の指示に伴う措置等

ア 区長は、退避の指示を行ったときは、区防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、都知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 区長は、都知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

ア 区長は、退避の指示を住民に伝達する区の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び都からの情報や区で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、警察、消防、医療機関、海上保安部等及び自衛隊等と現地連絡調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 区の職員が退避の指示に係る地域において活動する際には、区長は、必要に応じて警察、消防、海上保安部等及び自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう防災無線（移動系）の携帯など緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 区長は、退避の指示を行う区の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊

標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

区長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地連絡調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定^(*)を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 区長は、警戒区域の設定に際しては、区対策本部に集約された情報のほか、現地連絡調整所における警察、海上保安部等、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 区長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、警察、海上保安部等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地連絡調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 区長は、都知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について関係機関に周知するなど情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

区長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 区長の事前措置

区長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件^(**)の除去、保安その他必要な措置を講ずべきこ

(*) 警戒区域の設定は、武力攻撃災害が急迫している場合において目の危険を防止するための個々の現場における応急措置として、区長が行うものである。この権限は、都知事、警察官等にも補完的に付与されている。

(**) 危険物の入った大量のドラム缶など。

とを指示する。

(2) 応急公用負担

区長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 区が行う措置

区長は、東京消防庁による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 東京消防庁の活動

東京消防庁は、管轄地域内において発生した武力攻撃災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、次のとおり、全庁を挙げ、消火、救助・救急活動を実施する旨、東京都国民保護計画において定めている。

- ・ 武力攻撃による火災が発生している場合は、全消防力を挙げて消火活動を行う。
- ・ 武力攻撃災害により要救助者が発生している場合は、消火活動と並行して、救助・救急活動等人命の安全確保を最優先とした活動を行う。
- ・ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主眼に活動する。
- ・ 武力攻撃災害の状況により、消防力に不足が生じることが見込まれる場合は、緊急消防援助隊等の応援を受けて、消防の任務を遂行する。なお、緊急消防援助隊等の指揮は、消防総監が行う。
- ・ 東京消防庁は、消防職員及び消防団員の安全を確保するための措置を講じた上で、消火、救助・救急活動を行う。

また、消防団は、消防総監又は消防署長の所轄の下に行動する。

(3) 医療機関との連携

区長は、都と協力して、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージ^(*)の実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(4) 安全の確保

- ア 区長は、国対策本部及び都対策本部からの情報を区対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、警察、消防等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保

^(*) triage 多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や程度に応じ、適切な搬送治療を行うこと。

保のための必要な措置を行う。

- イ 区長は、必要により現地に職員を派遣し、都、警察、消防、医療機関、海上保安部等、自衛隊等と共に現地連絡調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整に当たらせるとともに、区対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ウ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防総監又は消防署長の所轄の下に、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

区は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対応が行えるよう、国、都その他の関係機関と連携した区の対処に関して、以下のとおり定める。

また、警察・消防等の関係機関と協力し、生活関連等施設の管理者による、主体的な安全確保のための取組みを促進する。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

区は、区対策本部を設置した場合においては、区内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 区が管理する施設の安全の確保

区長は、区が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、区長は、必要に応じ警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、海上保安部長等、その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の区が管理する施設についても、生活関連等施設における対応^(*)を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

区長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と区対策本部で所要の調整を行う。

ア 対 象

毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒

^(*) 生活関連等施設の安全確保の留意点について（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付け内閣参事官通知）

物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者(区長が登録を行うものに限る。)が取り扱うもの

イ 措 置

(ア) 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限(国民保護法第103条第3項第1号)

(イ) 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限(国民保護法第103条第3項第2号)

(ウ) 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄(国民保護法第103条第3項第3号)

なお、危険物質等のうち、国民保護法施行令第29条の規定に基づき消防本部等所在市町村の長が行うこととされている、消防法第2条第7項の危険物に係る上記(イ)及び(ウ)の措置については、東京消防庁が行う。

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

区長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、区長は、(1)イに掲げる(ア)から(ウ)までの措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 NBC攻撃による災害への対処等

区は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

区は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

区長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避の指示をし、又は警戒区域を設定する。

区は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で警視庁、東京消防庁等関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

区は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、都を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

区長は、NBC攻撃が行われた場合は、区対策本部において、警視庁、東京消防庁、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地連絡調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、区長は、現地連絡調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報を基に、都に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

区は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び都との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核攻撃等の場合

区は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を都に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

区は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物

質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行う。

区の国民保護担当部署は、生物剤を用いた攻撃の特殊性（＊）に留意し、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力する。

ウ 化学剤による攻撃の場合

区は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 区長の権限

区長は、都知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

【国民保護法第108条第1項に基づく措置】

号番号	対象物件等	措置
第1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
第2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
第3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
第4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
第5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
第6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

区長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

（＊） 【生物剤を用いた攻撃の特殊性】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

【国民保護法施行令第31条第1項及び第3項に基づく通知事項】

番号	通 知 事 項
1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

区長は、NBC攻撃を受けた場合は、武力攻撃災害の状況等の情報を現地連絡調整所や都からの積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第9章 被災情報の収集及び報告

区は、被災情報を収集するとともに、都知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

- 1 区は、電話、区防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

(1) 情報の収集

- ア 国民保護総務部に所属する出張所の職員は、管轄区域内の被害状況等の収集に努めなければならない。
- イ 国民保護総務部長は被害状況等収集のため必要があると認めたときは、区本部長室の審議を経て、調査員を派遣することができる。
- ウ 情報の伝達は、特に迅速・正確を期し、防災行政無線、連絡員（伝令）等により行い、関係機関、民間団体等の協力を得るようあらかじめ依頼しておくものとする。

(2) 区本部長室に対する報告

- ア 区対策本部各隊は、武力攻撃災害が発生したときから、当該災害に対する対処が完了するまで、それぞれの所掌事務について国民保護総務部総務隊に報告する。

被害の大小にかかわらず現況把握次第、直ちに報告するものとし、報告した後も、指定する時間までに被害をとりまとめて報告する。

- イ 報告事項及び報告主管隊は、下表のとおりである。

報告事項	報告主管部
人家屋被害	国民保護総務部総務隊
商工業被害	国民保護総務部総務隊
公共土木施設被害	国民保護建設部庶務隊
区有財産被害	国民保護総務部総務隊
教育施設被害	国民保護教育部教育庶務隊

- 2 区は、情報収集に当たっては警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、海上保安部等との連絡を密にする。
- 3 区は、被災情報の収集に当たっては、収集した被災情報の第1報を、都^(*)に対し、下記様式を用いて、電子メール、FAX等により直ちに報告する。

- 4 区は、第1報を都に報告した後も、被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について、下記様式を用いて、電子メール、FAX等により都が指定する時間に都に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、区長が必要と判断した場合には、直ちに都に報告する。

(*) 災害の状況により都（対策本部）に報告できない場合は、総務省消防庁へ報告する。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分

墨田区

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 墨田区△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

人 的 被 害				住 家 被 害		その他
死 者	行方 不明者	負 傷 者		全壊	半壊	
		重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

死亡年月日	性別	年齢	概 況

第10章 保健衛生の確保その他の措置

区は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

区は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

区は、避難先地域において、都と協力し^(*)、巡回健康相談等を行うため、国民保護保健衛生部保健衛生隊の下に保健活動班を編成して避難所等に派遣する。保健活動班は、保健センター（保健指導担当）により編成する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

保健活動班の活動内容は、次のとおりとする。

- ・ 避難所における健康相談
- ・ 地域における巡回健康相談
- ・ 乳幼児及び高齢者等の救護

(2) 防疫対策

区は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、都と協力し、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

ア 防疫医療班の編成と活動

被災地において防疫活動を実施するため、国民保護保健衛生部保健衛生隊の下に防疫医療班を編成し、次の活動を行うものとする。

(ア) 検病調査及び健康診断等

全般的な検病調査を行い、被災地の伝染病発生状況を把握し患者の早期発見に努めるとともに健康診断を実施し、応急的治療を行うものとする。

(イ) 臨時予防接種

災害の状況及び災害地の伝染病発生状況により予防接種の対象及び期間を定めて実施する。

(ウ) 災害者に対する衛生指導

避難所内の災害者及びその他の一般災害者に対し、台所、便所等の衛生管理、消毒、手洗いの励行等の指示を行うものとする。

(エ) 予防宣伝

防疫医療班は、広報隊と協力し、伝染病予防教育を行うとともにポスターの掲示、ビ

^(*) 区及び都は巡回健康相談等を行うため、保健師班を編成して避難所等に派遣するものとする。

ラの配布、拡声機の使用等により予防宣伝を実施する。

イ 環境衛生指導班の編成と活動

武力攻撃災害の状況に応じ、国民保護保健衛生部管理隊の下に環境衛生指導班を編成し、次の活動を行うものとする

(ア) 関係施設の貯水槽の簡易検査

(イ) 仮設店舗等の衛生検査

(ウ) ねずみ族・昆虫の駆除及び消毒班に関すること。

(エ) 被災地域の動物の保護管理及び避難所等におけるペット飼育の衛生指導

ウ 消毒班の衛生活動

(ア) 避難所の消毒

避難所開設後、直ちに便所その他不潔な場所の消毒を行い、以後避難所管理者等の協力を得て適宜実施する。

(イ) ねずみ族・昆虫の駆除

殺鼠剤の配布及び災害発生の状況により期間を定めて混合油剤等の散布を行うものとする。

(ウ) 下水等の消毒

下水その他不潔な場所の消毒を行う。

(3) 食品衛生確保対策

区は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、都と協力し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

ア 食品衛生指導班の編成と活動

武力攻撃災害の状況に応じ、国民保護保健衛生部管理隊の下に食品衛生指導班を編成し、次の活動を行うものとする。

(ア) 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保

(イ) 食品集積所の衛生確保

(ウ) 避難所の食品衛生指導

(エ) その他食料品に起因する危害発生の防止

(4) 飲料水衛生確保対策

区は、避難先地域における感染症等の防止をするため、都と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対する情報提供を実施する。

(5) 栄養指導対策

区は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を都と協力し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 区は、環境大臣が指定する特例地域においては、都と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 区は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 区は、地域防災計画の定めに基づいて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 区は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、都に対して他の区との応援等に係る要請を行う。

(3) 廃棄物処理態勢

ア ごみ処理

(ア) 作業班の編成と活動

武力攻撃災害の状況に応じ、国民保護環境部清掃隊の下に作業班を編成し、ごみの収集及び運搬に係る活動を行うものとする。

(イ) 処理方法

- ・ 区は、武力攻撃災害発生後の道路事情等により通常の収集が困難な間に滞留することが予想されるごみについて、速やかに人員・機材を確保し、関係機関と連携した初動態勢の確立により、迅速、効率的に処理する。
- ・ 災害時のごみは、分別を徹底させ、臨時集積所に排出するよう指導する。
- ・ ごみの収集運搬は、衛生上速やかに処理を必要とするごみから優先的に行う。

イ し尿処理

(ア) 協定の締結等

区は、武力攻撃災害時のし尿処理を円滑に行うため、し尿処理能力を有する機関との協定の締結等を図るものとする。

(イ) 処理方法

- ・ し尿処理は原則として井戸、プール水、雨水貯留等によって水を確保することにより、下水道機能を有効活用して行う。
- ・ 上記の対策と併せ、仮設トイレ等を使用する。なお、貯留したし尿は、収集し、原則として水再生センター又はし尿受入人孔への投入により、処理する。

第11章 国民生活の安定に関する措置

区は、武力攻撃事態等においては、生活基盤等を確保する必要があることから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

区は、武力攻撃事態等において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために都等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

区教育委員会は、都教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

区は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、区税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに区税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 公共的施設の適切な管理

河川管理施設、道路等の管理者として区は、当該公共的施設を適切に管理する。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

区は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 区が管理する施設及び設備の緊急点検等

区は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

区は、武力攻撃災害の発生により、地域系防災行政無線など関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、移動系防災行政無線の活用や連絡員（伝令員）の派遣等により関係機関との情報連絡を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

(3) 都に対する支援要請

区は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、都に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 道路の応急の復旧

区は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路（橋梁を含む。）について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を都に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

- ・ 被害を受けた道路（橋梁を含む。）は、速やかに復旧し、特に救助活動のために必要な道路及び主要幹線道路は、重点的に復旧作業を行い、交通路の確保に努めるものとする。
- ・ 道路の被害は、速やかに都に報告し、直ちに障害物除去、盛土作業等の被害状況に応じた応急復旧作業を実施し、交通路の確保に努めるものとする。また、被害状況により応急修理ができない場合は警察署等関係諸機関と連絡のうえ、通行止め又は交通規制の標示等必要な措置を講じるものとする。
- ・ 上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合には、当該施設の管理者に通報する。緊急のため、そのいとまがない場合には、高度な判断及び技能を必要とするものを除き、直ちに応急の措置を講じ事後連絡するものとする。

第2章 武力攻撃災害の復旧

区は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、区は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って都と連携して実施する。

(2) 区が管理する施設及び設備の復旧

区は、武力攻撃災害により区の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、都と連携して、当面の復旧の方向を定める。

【参考】復旧・復興における都・各機関等の役割分担（東京都国民保護計画抜粋）

機関名	主な役割
都	○ 道路等の公共施設の復旧 ○ 都のライフライン施設の復旧 ○ 都市、住宅、くらし、産業等の復興 ○ 国民保護に要した費用の支弁
警視庁	○ 犯罪の予防、社会秩序の維持
東京消防庁	○ 消防相談に関すること。 ○ 火災予防に関すること。
区市町村	○ 道路等の公共施設の復旧 ○ 都市、住宅、くらし、産業等の復興 ○ 国民保護に要した費用の支弁
指定公共機関	○ ライフライン施設等の復旧
指定地方公共機関	○ ライフライン施設等の復旧

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

区が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

区は、国民保護措置の実施に要した費用で区が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

区は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

区は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

区は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

区は、都対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、都に対して損失の請求を行う。

第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処

大規模テロ等（緊急対処事態）において実施する緊急対処保護措置は、武力攻撃事態における国民保護措置（住民の避難、救援、武力攻撃災害への対処等）の内容・手続等に準じる。

本編では、テロ等が突発的に起きることを考慮し、「初動対応力の強化」「平時における危機情報の監視」「大規模テロ等の発生時の対処」等に関して特に必要な事項を記載する。

なお、突発的にテロ等が発生した場合、政府による事態認定及び区対策本部の設置指定が行われるまでは、区は、緊急に区民等の安全等を確保するため、区災害対策本部等を設置し、災害対策の仕組みを最大限活用して、緊急対処保護措置に準じた措置を行う。

第1章 初動対応力の強化

テロ等の発生時、住民等の避難や救助等を迅速に行うため、区が管理する施設、大規模集客施設（イベント施設、スポーツ施設、ターミナル駅等）等の初動対応力の強化を図る。

平素及びテロ等の発生時に、区が管理する施設、大規模集客施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）、当該区を管轄する警察・消防・自衛隊等関係機関（以下「警察・消防・自衛隊等関係機関」という。）等が連携協力して対処する体制を構築する。

1 危機管理体制の強化

(1) 大規模集客施設等との連携

ア 区は、大規模集客施設等において大規模テロ等が発生した場合に迅速に初動対処を行うため、警察、消防等の参画を得て、連絡会議を設置するなど、緊急連絡体制の整備、各施設の危機管理の強化、テロ等の危機情報の共有等を図る。

イ 区は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に対処し、政治・経済・社会活動に及ぼす影響を局限するため、区に所在する本社ビル・大規模集客施設・医療機関・養護施設・専門学校等の概要を把握するとともに、必要に応じて緊急時連絡先の把握及び情報交換等を行う。

(2) 医療機関及び研究機関等との連携

ア 区は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に医療を提供するため、区に所在する医療機関等の専科・病床数等を把握するとともに、人的・物的なネットワーク及び協力関係の構築に努める。

イ 区は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に知的資源を活用するため、区に所在する研究機関等の危機管理に関する人材・情報等を把握するとともに、協力関係の構築に努める。

(3) 区が管理する施設、大規模集客施設等の危機管理の強化

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関等と協力し、施設管理者が行う危機管理体制の強化や訓練に関して指導・助言を行う。

この際、施設内の人々への正確な情報伝達・指示、避難誘導等の初動対処を重視する。

2 対処マニュアルの整備

(1) テロ等の類型に応じた対処マニュアルの整備

区は、都が作成する各種対処マニュアル及び区の特性を踏まえ、各種対処マニュアルを整備する。^(*)

(2) 区が管理する施設、大規模集客施設等における対処マニュアルの整備促進

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と協力し、施設管理者に対して区等が作成する各種対処マニュアル及び当該施設の特性を踏まえた対処マニュアルの整備を要請する。

3 発生現場における連携協力のための体制づくり

(1) 大規模集客施設等との連携

区は、大規模集客施設等において大規模テロ等が発生した場合に迅速に初動対処を行うため、警察・消防・自衛隊等関係機関及び施設管理者の協力を得て、緊急連絡体制を整備する。

(2) 現地連絡調整所の運営等に関する協議

区は、現地において活動する各機関が必要に応じて情報の共有や連携の確保を目的に設置する「現地連絡調整所」の具体的な運営要領（参加機関、各機関の役割、資器材等）について、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と協議する。

4 不特定多数の人々への情報伝達手段の確保

区は、区が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する不特定多数の人々に警報や避難の指示等を速やかに伝達できるよう、警察・消防・自衛隊等関係機関のほか、放送事業者や電気通信事業者等の協力を依頼するなど、多様な情報伝達手段の確保に努める。

5 装備・資材の備蓄

区は、NBCテロ等の発生時に現地連絡調整所等において活動する職員等の安全確保のために必要となる装備・資材等^(**)について、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関との連携を考慮し、新たに備蓄又は調達するよう努める。

《備蓄又は調達する資材の例》

・防護マスク、防護衣、手袋、ブーツ、ガス検知器、線量（率）計、除染資器材（除染所用テント、除染装置、簡易プール等）、消毒液等

^(*) 「墨田区総合危機管理マニュアル」中の「行政対象テロ対応マニュアル」など

^(**) 国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資器材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされている。

また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされている。

6 訓練等の実施

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、実践的な図上訓練・実動訓練及びNBCに関する研修等を行う。

7 住民・昼間区民への啓発

区は、テロ等の兆候を発見した場合の区長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の施設管理者に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

区は、区外からの通勤者・観光客等に対しても、警察・消防等関係機関及び施設管理者等と連携し、普及啓発に努めるとともに、不審物等を発見した場合の施設管理者等に対する通報等について、周知に努める。

第2章 平時における警戒

区は、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努め、必要に応じて警戒対応を行う。

1 危機情報等の把握・活用

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努める。

区は、テロ等の発生事例（特に首都や大都市）に関する情報についても可能な限り収集・分析し、初動対応力の強化や警戒対応に活用する。

2 危機情報等の共有

区は、区災害対策本部等を通じ、テロ等の兆候や危機情報を全庁的に共有する。

3 警戒対応

区は、テロ等の兆候や危機情報を把握し、テロ等の発生に備える必要があると判断した場合、直ちに区が管理する施設における警戒対応を強化するとともに、大規模集客施設、ライフライン施設等（必要に応じて区に所在する本社ビル等を含む。）に対して警戒対応の強化を要請する。

区は、危機情報の緊急性に応じて都が整備する「警戒対応の基準」^(*)に準拠し、区が管理する施設における同基準を整備する。

^(*) 危機情報の緊急性に応じて、都の管理する施設における統一した警戒レベルを設定したもので、都国民保護計画において、都が整備することになっている。

第3章 発生時の対処

区は、大規模テロ等が発生した場合、国による区対策本部の設置指定の有無にかかわらず、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と緊密に連携協力し、住民等の避難、救援、災害対処等の初動対処に全力を挙げて取り組む。

国による事態認定や区対策本部の設置指定が行われていない段階では、区危機管理連絡会議等や区災害対策本部を設置し、災害対策の仕組みを活用して対処するなどにより緊急対処保護措置に準じた措置を行う。

1 区対策本部の設置指定が行われている場合

区は、政府による緊急対処事態の認定及び「墨田区緊急対処事態対策本部（以下「区対策本部」という。）の設置指示が行われている場合、区対策本部を設置し、緊急対処保護措置を行う。

区は、警察・消防・自衛隊等関係機関との連携を強化し、緊急対処保護措置を迅速かつ的確に行うため、必要に応じて区緊急対処事態現地対策本部等を設置する。

2 区対策本部の設置指定が行われていない場合

区は、第2編第1章に定める危機情報収集体制、危機管理連絡会議体制又は危機管理対策本部体制を確立し^(*)、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関との連携協力の下、危機情報等を把握する。

区は、多数の人を殺傷する行為等の事案発生を認知した場合、速やかに都及び警察・消防・自衛隊等関係機関（必要に応じて区に所在する本社ビル、大規模集客施設、医療機関等を含む。）に通報する。

区は、政府による事態認定前において、原因不明の緊急事態が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合には、区として迅速かつ的確に対処するため、区災害対策本部を設置し、災害対策の仕組みを最大限に活用して、対策の検討、総合調整、必要に応じて避難の指示^(**)、警戒区域^(***)の設定及び区対策本部の設置指定要請等、緊急対処保護措置に準じた措置を行う。^(****)

3 区災害対策本部等による対応

(1) 危機情報の収集

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関を通じて危機情報を収集する。

(*) 発生当初は事故と区別できないことも考えられるが、そのような場合でも最悪の事態を想定し、危機情報収集体制を立ち上げ、又は危機管理連絡会議若しくは危機管理対策本部を招集する。

(**) 災害対策基本法第60条第1項に基づく避難の指示

(***) 災害対策基本法第63条第1項に基づく警戒区域の設定

(****) 国民保護法に基づく緊急対処保護措置は、政府による事態認定前は実施できない。消防法・警察官職務執行法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急・救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、警察・消防と連携して被害の最小化を図る。

なお、事態認定がなされていれば、必要に応じて、国民保護法に基づく措置の実施が可能である。

(2) 現地連絡調整所の設置等

区は、必要に応じて現地連絡調整所を設置（あるいは、都又は各機関が現地連絡調整所等を設置している場合は、職員を派遣）し、被害状況や各機関の活動状況を把握するとともに、各機関が有する情報の共有、現地における活動のための調整等を行う。

【区が設置する場合の参加要請先】

・当該区を管轄する警察、消防、医療機関、自衛隊など、現地において活動している機関

(3) 応急措置

ア 被災者の救援

区は、都及び必要に応じて派遣される医療救護班^(*)等と連携し、現地において必要な支援を行う。

この際、被害状況に応じ、現地に派遣される職員・医師等に防護マスク、防護衣、手袋、ブーツ、ガス検知器及び線量（率）計を携行又は装着させるなど、二次災害防止に努める。

イ 被災者等の搬送

区は、多数の被災者が発生した場合や医療救護活動に係る人員・機材等の搬送に車両が必要な場合、都に対して搬送用車両の支援を求める。

ウ 避難の指示・誘導

区長は、災害の規模・程度等から住民等の避難が必要と判断した場合又は知事から避難の指示を行うよう要請があった場合は、当該住民等（必要に応じて区に所在する本社ビル、大規模集客施設、医療機関等を含む。）に対して避難の指示を行う。

ただし、移動中に住民等に危害が及ぶ恐れがある場合については、一時的に屋内（地下街、地下鉄構内、コンクリート建物等）に避難し、周囲の安全を確認した後、適当な避難場所に移動するよう、適切に指示するものとする。

区は、避難経路・避難場所に速やかに職員を派遣し、警察・消防・自衛隊等関係機関との連携の下、町会・自治会、学校、事業所等を単位として住民等の避難誘導を行う。

この際、大規模テロ等の類型に応じて都及び自衛隊等関係機関が設置する除染所^(**)等において、避難住民等を把握するとともに、所要の支援を行う。

派遣する職員には、避難住民等から避難誘導への理解・協力が得られるよう、防災服、腕章、旗、特殊標章、夜間照明等を携行させる。

エ 警戒区域の設定・周知

区長は、災害の規模・程度等から警戒区域が必要と判断した場合又は知事から警戒区域を設定するよう要請があった場合は、明瞭な道路・建物等を示して警戒区域を設定する。

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、住民等（必要に応じて当該区に所在する本社ビル、大規模集客施設、医療機関等を含む。）に対して警戒区域の周知を図る。

オ 警戒対応の継続・強化

区は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると判断した場合、区が管理する

^(*) 医療救護班の派遣は区が一次的に行うが、都は区からの要請に基づき、都医療救護班を派遣する。

^(**) 放射性物質、化学物質等で汚染された衣服等の汚染を除去するための設備等を設置した場所。

施設における警戒対応を継続するとともに、大規模集客施設、ライフライン施設等に対して警戒対応の更なる強化を促す。

4 区対策本部への移行

政府による事態認定及び区対策本部の設置指定が行われた場合、区は、直ちに区対策本部体制に移行し、区災害対策本部等を廃止する。

【緊急対処事態における警報】

区長は、緊急対処事態においては、国の対策本部長が決定する通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、当該地域に関係する機関等に対し警報を通知・伝達する。

なお、警報に関するその他の事項は武力攻撃事態等に準じて行う。

第4章 大規模テロ等の類型に応じた対処

区は、大規模テロ等の類型に応じ、特に次の事項に留意して対処する。

1 危険物質を有する施設への攻撃

(1) 攻撃による影響

可燃性ガス貯蔵施設が爆破された場合は、爆発及び火災により、住民等に被害が発生するとともに、建物・ライフライン等が機能不全に陥り、社会活動等に支障を来すおそれがある。

危険物質積載船が爆破された場合は、危険物質の拡散により、沿岸の住民等に被害が発生するとともに、港湾・航路の閉塞、海洋資源の汚染等、社会活動等に支障を来すおそれがある。

(2) 平素の備え

ア 危険物質を保有する施設との緊急連絡体制の整備

区は、関連施設の実態を把握するとともに、必要に応じて施設管理者との緊急連絡体制を整備する。

イ 施設管理者による危機管理体制の強化推進

区は、施設管理者に対し、対処マニュアルの整備、資器材等の定期検査及び継続的な巡視等、緊急処理事態等を念頭にした安全確保措置を要請する。

(3) 対処上の留意事項

区は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合は、施設管理者に対して警察等と連携した施設の警備強化を促す。

2 大規模集客施設等への攻撃

(1) 攻撃による影響

爆発のみならず、当該施設が崩壊した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。

(2) 平素の備え

ア 大規模集客施設等との緊急連絡体制の整備

区は、連絡会議等により、関連施設の実態を把握するとともに、必要に応じて施設管理者との緊急連絡体制を整備する。

イ 施設管理者による危機管理体制の強化推進

区は、施設管理者に対し、対処マニュアルの整備、資器材等の定期検査及び継続的な巡視等、緊急処理事態等を念頭にした安全確保措置を要請する。

ウ 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備

区は、区が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

(3) 対応上の留意事項

ア 区は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合は、施設管理者に対して次の措置を要請する。

- ・ 警察等と連携した施設の警備強化
- ・ 避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の保持
- ・ 警察・消防・自衛隊等関係機関と連携した施設利用者等の避難誘導

イ 区は、大規模集客施設等における避難誘導や構内放送等の状況を把握し、必要に応じて支援・助言等を行う。

3 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）**(1) 攻撃による影響**

ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比べて小規模ではあるが、爆発と放射能による甚大な被害をもたらすおそれがある。

ダーティボムにより放射性物質が拡散した場合は、爆発による被害のほか、放射線によって人体の正常な細胞機能が攪乱され（急性放射線障害）、やがてガン等を発症すること（晩発性放射線障害）がある。

住民等は、不安を抱き、パニックや風評被害が生じるおそれがある。

(2) 平素の備え

ア 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備

区は、区が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

イ 人心不安への対策

ダーティボムによる災害が起きた場合は、住民が過度に不安を抱くおそれがあるため、区は、事案発生時の各人の防護や被ばく線量、放射線による身体への影響等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

(3) 対応上の留意事項

ア 初動対応

区は、都から派遣される緊急時放射線調査チーム及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、その域外において住民等の安全確保及びパニック防止のための措置を講じる。

イ 避難の指示

区は、住民等に対し、ダーティボムが使用された場所から直ちに離隔するとともに、風上にある地下施設やコンクリート建物等に一時的に避難するよう指示する。

この際、住民等が過度に不安を抱かないよう、被ばく線量や放射線による身体への影響等に関する情報を速やかに提供する。

ウ 医療活動

区は、都及び医療機関等と連携し、安全な場所において除染済みの傷病者に対する緊急被ばく医療活動を実施する。

この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、適切な被ばく線量の管理を行う。

エ 汚染への対応

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、汚染（予想）区域への立入制限、汚染（予想）区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。

この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、適切な被ばく線量の管理を行う。

区は、都及び自衛隊等関係機関が実施する除染及び汚水の処理等に協力する。

4 大量殺傷物質による攻撃（生物剤）

(1) 攻撃による影響

生物剤の散布を認知することは困難で、かつ潜伏期間があるため、二次感染を引き起こしやすく、多数の感染者が広範囲に発生するおそれがある。

(2) 平素の備え

ア 隣接区との情報連絡体制の整備

生物剤による攻撃は、被害が極めて広範囲に及ぶおそれがあるため、区は、隣接区との間で情報を共有するための連絡体制を整備する。

イ 普及啓発

区は、生物剤テロに使用される可能性の高い病原体や感染症の予防等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

(3) 対応上の留意事項

ア 初動対応

区は、都及び自衛隊等関係機関と連携し、調査監視を実施する。

イ 医療活動

区は、都及び医療機関等と連携し、安全な場所において感染者又はその疑いのある者に対する医療活動を実施する。

この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、調査監視を継続する。

ウ 感染への対応

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、警戒区域の設定等による感染のおそれのある区域・施設への立入制限、感染のおそれのある区域に所在する住民等の感染のおそれのない区域への避難誘導を適切に行う。

区は、感染症の被害拡大防止のため、都及び医療機関等と連携して次の措置を講じる。この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。

- ・ 感染者又はその疑いのある者の搬送
- ・ 保健所による「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」第19条に基づく入院勧告等
- ・ 感染範囲の把握
- ・ 消 毒

- ・ ワクチン接種
- ・ 健康監視

5 大量殺傷物質による攻撃（化学剤）

（1）攻撃による影響

屋内や交通機関内部等、閉鎖的な空間において発生した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。

一般的に、目・口・鼻・皮膚等に著しい症状を示す死傷者が発生するが、当初は、原因物質の特定が困難である。

気体状の化学剤は、一般的に空気より重いため、地形・気象等の影響を受けながら、下を這うように広がる。

（2）平素の備え

区は、区が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

（3）対応上の留意事項

ア 初動対応

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、原因物質の特定に努める。

イ 避難の指示

区は、住民等に対し、化学剤が使用された場所から直ちに離隔するとともに、風上であり、かつ外気からの気密性の高い屋内又は汚染のおそれのない区域に避難するよう指示する。

ウ 医療活動

区は、都及び医療機関等と連携し、安全な場所において除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。

この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。

エ 汚染への対応

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、警戒区域の設定等による汚染（予想）区域への立入制限、汚染（予想）区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。

この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。

区は、都及び自衛隊等関係機関が実施する除染及び汚水の処理等に協力する。

6 交通機関を破壊手段とした攻撃

（1）攻撃による影響

航空機等によるテロの場合、破壊された施設の規模及びその周辺の状況によっては、多数の死傷者が発生するおそれがある。

爆発・火災の規模によっては、建物・ライフライン等も甚大な被害を受け、社会活動等に

支障を来すおそれがある。

(2) 平素の備え

区は、区が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

(3) 対応上の留意事項

区は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して次の措置を要請する。

- ・ 避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の保持
- ・ 警察、消防、自衛隊等関係機関と連携した施設利用者等の避難誘導